

## 平成30年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成30年3月9日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 諸般の報告について
- 第 4 報告第 2号 町長専決処分の報告について
- 第 5 議案第 5号 平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）について
- 第 6 議案第 6号 平成29年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第 7号 平成29年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第 8 議案第 8号 平成29年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第 9 議案第 9号 平成29年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第10号 平成29年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第11 議案第11号 平成29年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第12号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第13号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第14号 出雲崎町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第16号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第17号 出雲崎町環境美化基金条例を廃止する条例制定について
- 第18 議案第18号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第20号 出雲崎町国民健康保険運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第21号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例制定について

- 第22 議案第22号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第23号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第24号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定について
- 第25 議案第25号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第26号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第27号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について
- 第28 議案第28号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更について
- 第29 議案第29号 指定管理者の指定について
- 第30 議案第30号 指定管理者の指定について
- 第31 議案第31号 指定管理者の指定について
- 第32 議案第32号 平成30年度出雲崎町一般会計予算について
- 第33 議案第33号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第34 議案第34号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第35 議案第35号 平成30年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第36 議案第36号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第37 議案第37号 平成30年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第38 議案第38号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第39 議案第39号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第40 議案第40号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第41 議案第41号 教育委員会教育長の任命について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	高桑佳子	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	諸橋和史	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤佐由里
総務課長	河野照郎
町民課長	池田則男
保健福祉課長	権田孝夫
産業観光課長	大矢正人
建設課長	玉沖馨
教育課長	矢島則幸
町民課参事	山田栄
産業観光課参事	小崎一博
教育課参事	金泉嘉昭
教育課参事	権頭昇
代表監査委員	石川豊

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤理絵

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから平成30年第2回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時38分）

---

◎会期日程の報告

○議長（仙海直樹） 議会運営委員長から、3月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力を願います。

---

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、高橋速円議員及び5番、高桑佳子議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの8日間に決定しました。

---

◎議会報告第1号 諸般の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議会報告第1号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、新潟県町村議長会第69回定期総会について報告いたします。去る2月22日に新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りいたしました報告書のと

おり報告をいたします。

次に、加藤修三議員から去る2月24日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会の2月定例会の会議結果について、お手元に配りましたとおり報告の提出がありました。

次に、閉会中の継続調査の結果報告を行います。

最初に、総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員会が所管する閉会中の継続調査に関して、今回は実施いたしませんでした。

以上です。

○議長（仙海直樹） 次に、社会産業常任委員長、6番、加藤修三議員。

○社会産業常任委員長（加藤修三） 社会産業常任委員会も同様、実施していませんでした。

以上です。

○議長（仙海直樹） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎報告第2号 町長専決処分の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第4、報告第2号 町長専決処分の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

---

◎議案第5号 平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（仙海直樹） 日程第5、議案第5号 平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

平成29年度の当初予算は、34億2,000万円でスタートいたしましたが、年度途中、11回の補正により3億2,100万円余りの予算を追加してまいりました。このたびの予算補正は、年度末を迎えての事業完了または精算見込みによる減額とともに、今後の財政需要を見越し、目的基金の積み増しを行っております。

まず、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。初めに、歳出予算に追加計上いたしました主なものを申し上げますが、2款の総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、経年により老朽化する公共用施設の維持補修に充当することを目的とした基金への積立金を計上いたしました。

7目の企画費は、本年度に寄附を受けましたふるさと応援寄附金の積立金を計上いたしました。

11目の減債基金費につきましては、後年度の起債償還額の平準化する財源に充てるため、減債基金への積立金を計上いたしました。

3 款の民生費、1 項社会福祉費、2 目障害者福祉費では、施設入所者の増によりまして、障害福祉サービス費を追加いたしました。

7 目の保健福祉総合センター管理費では、レジオネラ菌の対策のため、施設修繕料を計上いたしました。

5 款の労働費では、ふるさと就職支援商品券利用助成金を追加いたしました。

7 款の商工費、4 目天領の里管理費では、天領の里の円滑な事業運営に充てるため、基金を積み立てをいたしました。

8 款の土木費、2 項の道路橋りょう費、2 目道路維持費では、除雪車の車両修繕料を追加いたしました。

3 目の道路新設改良費では、測量設計業務委託料を追加いたしました。

5 項の住宅費、4 目住宅用地造成費では、住宅用地造成事業特別会計への繰出金を追加いたしました。

10 款の教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費では、施設修繕料及び燃料費等を追加しておりません。

4 項の社会教育費、5 目北国街道妻入り会館管理費で、駐車場用地買収費を計上いたしました。

一方、歳入予算につきましては、地方交付税の留保分を全額計上し、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金等について、各種事業の完了または精算見込みに基づき補正をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出それぞれの補正額 1 億 2,056 万 7,000 円を追加し、予算総額を 38 億 6,157 万円とするものであります。

第 2 表の地方債の補正につきましては、各事業の実績見込み額に基づきまして、起債限度額を変更しております。

また、第 3 表、繰越明許費につきましては、国の補正予算により実施する事業並びにことしの冬の大雪により工事が遅延した事業につきまして、翌年度に繰り越して実施するよう繰越明許費を計上いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算をお願いいたします。補正予算の 314 ページをお願いいたします。2 款総務費、5 目の財産管理費の積立金でございます。今ほど町長が説明したとおりでございますが、公共用施設維持補修基金に 1 億円を積み立てております。今後の公共用施設の維持補修が見込まれますので、その財源とするものでございます。このたびの補正予算につきましては、将来にわたりまして安定

した財政運営ができますよう、当該基金初め今後事業が見込まれます特定目的基金への積み立てを行っております。

次、7目の企画費です。13節委託料でございます。中ほどに庁内LAN等ネットワーク設備連携委託料、以下4つの項目が上げてございますが、これらの4項目につきましては、多世代交流館と役場庁舎とのネットワークを構築するための業務委託となります。

次のページ、315ページお願いいたします。25節積立金です。町長説明のとおり、3月補正分までのふるさと納税寄附金でございます。これまで合計232件、2,019万3,000円のご寄附をいただいております。その寄附金を積み立てるものでございます。

10目の財政調整基金、この利子の減額でございます。同基金につきましては、より有利な形での運用を行っているところで、确实かつ有利な運用を行っているところでございますが、その運用益につきまして、当初予算の計上に当たりまして、本来基金現金に繰り戻すべき額も含めて計上したため、過大となったためこのたび減額をするものであります。

11目の減債基金でございます。今後の償還見込みで32年度ころから増加する見込みとなっており、その償還額を平準化するためにこの基金を活用するため、このたび積み立てを行うものであります。

続きまして、317ページになります。こちら民生費です。3目の国民健康保険事業事務費ですが、繰出金の減額となっております。これは、国保の特別会計の法定外繰り越しを減額するものですが、財政運営の広域化の枠組みが決定いたしまして、当初予定をしておりました法定外繰り入れが不要となつたためにこのたび減額をいたします。

ずっと下の9目保健福祉事業費の20節の扶助費です。こちら減額となっておりますが、紙おむつ支給等でございますが、対象者の減によるものであります。

続きまして、次のページ、318ページをお願いいたします。児童措置費です。19節の負担金、補助金です。中ほどに県の未満児保育事業の負担金がございますが、こちらはゼロ歳児の対象者が増えたことによるものです。また、一番下の広域入所地域型保育給付費負担金ですが、これは長岡市内にあります地域型保育所、そちらへの入所者が出たというふうなことで追加をさせていただいております。

その次、3目の児童福祉施設費です。児童遊園の遊具の撤去処分料を計上させていただきました。これ藤巻の児童遊園、このたびの大雪によりまして遊具が破損いたしました。その遊具につきましては、撤去するというので、遊具等がなくなりますので、地元集落との協議によりまして、同児童遊園については廃止をするというものでございます。議案第22号の関連予算となります。

続きまして、321ページまでおめぐりいただけますでしょうか。一番下のほうに、5目農地費関係です。8節と13節の換地関係でございます。こちら、市野坪地内の換地に係る当初予算の配分が確保できなかったというふうなことで減額となります。また、19節の負担金です。これは同様に田

中地内の面工事になります。これも当初予算の配分確保できなかったというものでございますが、これまた国の補正予算で別途先般議決をいただいているところであります。

続きまして、323ページお願いできますでしょうか。商工費関係です。7目天領の里管理費です。25節積立金におきまして、天領の里事業費の運営基金を積み立てました。今後天領の里につきましては防水工事、空調設備工事の修繕が必要と見込まれております。それらの財源とするものであります。

続きまして、325ページ、下のほうに9款消防費がございます。1目の常備消防費です。これは、常備消防事務を柏崎市に委託をしておりますが、委託料が減額したものでございます。常備消防事務委託料につきましては、当該年度に係る必要経費を前年度の基準財政需要額により関係市町村で負担率を決定しているところですが、柏崎市から今年度の決算見込み額が示されたことによる減額となります。

次、326ページ、10款教育費関係です。3目教育振興費、28節繰出金が追加となっております。これは、奨学金返還支援事業に係る助成金相当額を貸与基金に繰り出すものでございます。町の奨学金を借り受けている方が同支援事業の助成を受ける場合、その返済額を助成金額と相殺するというふうなことの手続でございます。1人分が該当となります。

次のページ、327ページをお願いいたします。小学校費の学校管理費になります。11節の光熱水費ですが、今冬の寒波によりまして電気料、水道料に不足が生じたことによりまして、追加をさせていただいております。また、18節の備品購入費、学校備品ですが、これはCDプレーヤーを購入する経費でございます。

その下の3項の中学校費です。11節の需用費関係、施設修繕料につきましては、職員玄関入り口の電子錠、それと中学校の上り坂の街灯を整備するものでございます。光熱水費の追加は、小学校費と同様の理由によります。その下、12節役務費、側溝清掃料でございますが、これは中学校グラウンド下の側溝を清掃するものですが、雨天のときに隣接する農道への溢水等を解消するための清掃になります。

次、328ページをお願いいたします。社会教育費の中の文化財保護費、委託料が減額となっております。埋蔵文化財試掘調査の委託料の減です。当初基盤土川砂表土で施工する予定でしたが、工事中において転用土で対応ができたというふうなことから、大幅に工事費が減ったということによるものです。

329ページ、5目北国街道妻入り会館管理費でございます。公有財産購入費といたしまして、駐車場の用地を買収させていただきます。現在あります妻入り会館の駐車場の隣接土地、その土地を駐車場を拡張するためにこのたび土地を購入するものです。宅地で2筆、購入面積が138平方メートルとなります。

最後の330ページ、公債費の利子の減です。これは、今年度借り入れ分として見込んでおりました



利子が過大計上となりましたので、このたび減額をさせていただきます。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。ページは、305ページが歳入予算となります。まず、町税のうちの固定資産税でございます。このたび追加をさせていただいております。これは、主に償却資産の税収が増えたというふうなことからの増額となります。その下、10款の地方交付税です。普通分につきましては、全額予算化いたしました。29年度の普通交付税額は14億5,607万9,000円ということでございます。特別交付税につきましては、決算見込み額の数値を計上しております。

その下、13款分担金及び負担金ですが、これは事業執行に伴います実績額により減となったものでございます。

次、306ページ、下のほうで14款使用料及び手数料がございます。土木使用料の町営住宅の使用料が退去等によりまして、当初見込みより減額するというふうなことで減となっております。

あと、15款の国庫支出金から次のページの県支出金等につきましては、負担金、補助金の交付決定、または事業執行に伴います実績額に基づく補正をさせていただいております。

次、310ページをお願いいたします。17款財産収入で、利子及び配当金が大きな減額となっておりますが、これは財政調整基金の利子に係る減というふうなことで、歳出予算で説明したとおりでございます。

18款の寄附金です。ふるさと納税の寄附金を追加させていただきました。

19款の繰入金、1目基金の繰入金です。これ、環境美化基金を繰り入れまして、海水浴場の清掃費の財源に充てました。これによりまして、同基金は全部処分し、基金条例をこのたび廃止することとし、議案第17号で提案させていただいております。

その下です。311ページになります。特別会計からの繰入金です。住宅用地特別会計からの繰入金を当初見しておりましたが、松本みなみ団地の未分譲等のため、このたびこの繰り入れはしないというふうなことで減額をしております。

次の312ページをお願いいたします。真ん中に5目雑入がございます。これは2つございますが、いずれも宝くじの販売益を原資とした交付金です。当町といたしましては、人工透析通院費の助成等の福祉事業の財源に充てております。

22款町債につきましては、各事業の実施額に基づきまして所要の補正をさせていただいております。

戻りまして、300ページをお願いできますでしょうか。300ページ、第2表、地方債の補正になります。今年度の事業実施に基づきまして、決算見込み額に基づいてこの起債額の限度額を変更しております。その他の項目につきましては変更はございません。

その次、302ページをお願いいたします。繰越明許費となります。今年度の事業を翌年度に繰り越すというものでございます。この中の県営中山間地域総合整備事業、そして地籍調査事業、町道新設改良舗装事業、それと一番下の中学校校舎等空調設備改修事業、この4事業につきましては、年

度末の2月に成立しました国の補正予算に係る事業で、工期が確保できないということによる繰り越しとなります。

消防費関係の防火水槽設置事業、それと津波避難路整備事業につきましては、防火水槽は稲川地内に設置しているもの、津波避難路は井鼻地内のものですが、いずれも大雪によりまして工事が遅延してしまいました関係で、繰越明許をお願いしたいというものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑はありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） では、306ページの中で、今説明の中で町営住宅使用料減という話がありましたけども、この金額の中で、私の集落のところにも3軒ぐらい入っていないところがあるんですが、全体におきまして何軒ぐらい入っていないのか、聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 大門の住宅ですとか米田の住宅ですとか、年度内の若干の出入りがございますので、あれですけども、大門で2世帯、それから川西の特交地で1世帯、最近ひまわりハウスで1世帯のあきが出ております。それに、年度の中でやっと入居が決まったとかいうことで、ちょっと長い間あいていたような住宅が2棟ほどございますので、今5棟前後ぐらいが残念ながらあいているというような状況でございます。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） その中で、募集みたいなのは随時かけているんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 当然あきが出た後に、住宅の中の掃除、修繕をしまして、それが終わると速やかに募集をかけさせていただいております。ずっと継続しておるんですが、状況としては空き家がございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 323ページの目、天領の里管理費、この中で、もう一つは観光費のところはその上にある。まず、観光費のほうからいきたいと思いますが、心月輪展示室のエアコンということで、説明あったように一応今回は保留にすると。このときも僕は値段も高い、どうのこういふのという説明した中であつたんですが、ここの展示室、今後良寛記念館のスロープつけたりいろいろするというような話がある中で、今後はどのようにするのかということがまず1つと、天領の里の管理費、これについてのキュービクルの囲いということで、一番最初の予算で九十何万で、こんなもんかかるわけねえだろうと。こんな大したこと、誰でも直せるんだということで、結果的にはいい結果に

なったんですけども、これは現在どういうふうに直してあるのかというのがお聞かせ願いたいということと、次に324ページ、目の排水路費、これが予算に対して53万7,000円浮いているんですが、昨年やっぱり雨の量が多かったということで、結構海岸地区は排水路、これにかかわるかどうかちょっとわからないんですけども、その辺の見直しに本当は使ってこれはゼロになってもよかったんじゃないかなというような気がしましたけど、この辺についての考え方お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） まず、心月輪の展示室の関係ですけども、とりあえず今エアコンを取り付けを中止ということにさせていただきましたが、今後の使用方法につきましては、良寛記念館さんと今後展示等をどのようにやっていくかというようなことを調整をしながら、必要に応じて改修費のほうを計上させていただきたいということで、平成30年度につきましては、とりあえず何も盛っておりません。今後調整をしながら検討していきたいというふうに思っています。

それから、キュービクルの囲いにつきましては、町内の大工さんから現場を見ていただきまして、補修という形で16万2,000円かかりまして、だめな部分を新しい材料にかえて補修を完了しております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 排水路の関係でございますけれども、こちらの排水路につきましては、当初予算で場所、豊橋地内の排水路の修繕ということで計上させていただいた部分でございます。たまたま豊橋地内、排水路の手をかける場所が2工区ございまして、そのうちの1工区の施工をしました。お金が少し残っておりますので、次の工区に手をかけようかと思ったんですが、金額的に中途半端になりますので、今年度は1つの工区だけをやらせていただいて残を減額すると。

それから、お話しの町内全体のそういった雨が出たときの例えばその住宅裏の水路ですとか、そういった部分につきましては、別の修繕的な予算でお話をいただいたところの対応をするということで予算を持っておりますので、そういった部分で対応しておるつもりでございますので、またお気づきのところがありましたらお話をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） よろしいですか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 3点ほどお聞かせください。

まず、317ページ、7目の保健福祉センター管理費で100万円の指定管理料の減となっておりますけど、これの理由をお聞かせください。

それから、2つ目は318ページ、多世代交流館事業で案内看板照明130万減になっておりますけども、この前全協等々でいろいろ議論したところですけども、結局これどういうふうに減にして、ど

ういうふうな形で持っていくのか教えてください。

それから、3点目ですが、320ページ、労働諸費の目でふるさと就職支援商品券利用助成金追加で60万になっていますけど、これ今ごろ追加というのちょっと腑に落ちないんです。年度当初からの事業で、年度当初に皆さんみんな申請するはずのものが、当初から何人とわかっているわけですから、そこで途中で補正が出てくるのはわかるんですけど、年度末に来て今ごろになって60万補正というの、この意味教えてください。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） まず、7目の保健福祉総合センター管理費の指定管理料100万円の件についてです。これについては、当初の見込みによりまして、受託事業による消費税分が見込みより減っているということになります。

それから、2項6目の多世代交流館事業費、工事請負費です。当初要求しました内容につきましては、照明灯につきましてはライオンズクラブさんの寄附金を利用した中で照明灯を設置するという説明をさせていただいておりましたが、現地等を見まして、その内容を見直しました。こちらの予算で対応した分につきましては、広場内の街灯に共架する形の照明灯を1基設置するという事で、それにつきましては約26万ほどの経費をかかっておりますが、それについては工事費から流用いたしまして、11節の需用費のほうで対応をしております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（池田則男） 320ページの労働費の関係でございます。ふるさと商品券の関係でございますが、この不足につきまして今現在47人の方を対象にしております。一番最近では、昨年10月以降に1年間分を交付しているという状況でございます。その商品券の有効期間は1年間を見ております。それで、結局ことしの9月まで使えるものを早目に使う方もいらっしゃいますので、そういう方も含めまして、47人のうち若干9月までのものも使っているという傾向でございますので、60万円ほど不足するという事で今回計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） ほとんど理解できましたけど、もう一つ腑に落ちないのは、317ページの指定管理料ですけども、指定管理料というのは定額ではないんですか。その事業によって指定管理料が上下するんですか。例えば陽だまり館とかいろいろなところ指定管理してありますけども、年間幾らと決めるんじゃないんですか。これは、事業が多くなれば増やす、少なくなれば減らすというのは、違うところの話のような気がするんですけど、指定管理してもらうための金ですから、これは事業に関係なく定額じゃないんですか、ちょっとそこ私不勉強でわからないので、教えてください。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 指定管理料につきましては、当然センターを運営していただく分の事業費に対しまして、実績に応じた分を指定管理料としてお支払いしております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 例えば、それでは心月輪指定管理料、今回大分営業日が減ったり、時間が減ったりしましたね。今回全然指定管理料の減も出ていませんけど、同じくあそこはただ心月輪の休憩所としてあけてもらうから、そのための指定管理料ですよ。だから、事業が要するに何をされようが、そこをあけてもらうから定額で幾らですと決まっているから減額もしないし、増額もしないというふうに私は考えているんですけども、これ福祉総合センターの場合は、事業が減ると管理料も減るんですね。要するに、その保健福祉センターを維持管理してもらうための指定管理料じゃなくて、何か業務をやってもらうための指定管理料なんですか、ちょっとそれも私わからんです。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 指定管理料の対象となっている経費につきましては人件費、それから各事業費関係、それから事務費関係になります。そこから当然収入分を引いた額に対しまして、指定管理料としてお支払いしておりますので、当然実績額が変われば、それに伴いまして指定管理料の額も変わってくるという内容になっております。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 頭が悪いんで、ちょっとわからないんですけど、その理論で言うならば、では心月輪は今回営業日が減ったり、あるいはその自分の歳入が減っているわけですから、指定管理料上げてやらなきゃいけないんですか。これ変更しなきゃいけないんじゃないんですか。事業減ったんです。あるいは、どういうことになるんですか。

だから、半分はわかっているんです。半分はわかっているけど、わからない。じゃ、ほかの指定管理しているところは、例えば陽だまり館です。あけて、来ていただいた方に観光案内等々してもらうための指定管理料を年間定額で決めてやってあるわけです。あるいは、天領の里は、指定管理料というのは年間幾らで、そのほかに売上げの何%をバックしてもらっているわけです。休日が何日あろうと、休日が去年より1日増えましたから指定管理料減らします。あるいは、売上げが上がっているから指定管理料増やしますということはないでしょう。定額でしょう。何でこの保健福祉センターだけ事業が減ったから100万円というのは、その事業に対するじゃ指定管理なんですかね。補助なんですかね。これ、じゃ指定管理料じゃなくて補助金じゃないですか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 指定管理全般の町の指定管理料の考え方につきまして、若干説明をさせていただきます。

指定管理する施設につきましては、例えば天領の里のように指定管理者の収入が見込める施設と、

あるいは消防センターのように指定管理者の収入が一切見込めない施設がございます。また、中間施設として、必ず何人かの職員を雇って、いわゆる管理を中心としながらまた施設の利用促進するために事業を一緒行ってもらう、これはふれあいの里等が該当するんですけども、そういった施設で大別することができます。1番目のその天領の里のように、ある程度事業者の努力によって収入が見込める施設においては、当然にその指定管理料から幾ばくかの経費、お金を町に納めていただいております。消防センターのようなものにつきましては、集落が指定管理者となっているところがほとんどですが、かかった経費については、ほとんど町のほうでその指定管理料という形でお支払いしていると。委託料という形でお支払いしているものがございます。その中間にあります、経費は若干は入るんですけども、雇う職員の量、それとお風呂等の維持管理費を含めて、どうしても収入だけでは賄えない施設については、指定管理料をその差額分を支払うこととしておりまして、予算措置といたしましては、一般的に3年間の指定管理期間があれば、その中において繰り越すというやり方もあるんですけども、余りにも金額が大きくて補填する額が大きいものにつきましては、当該年度ごとに精算をさせていただいて、余剰金が多額にならないような予算処理をさせていただいている関係で、このたびふれあいの里につきましては、今年度のかかった経費から収入、入場料等を引いた経費で剰余金が多額でしたので、当該年度の委託料を変更してこのたび減額をさせていただいたというものでございます。

○議長（仙海直樹） よろしいですね。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） ただ、内訳をちょっと教えていただきたいんですが、316ページの民生費の社会福祉総務費のひとり親のところなんですけども、助成金が減になっているんですけども、これは何人ぐらいがどういうふうな形なのか教えてください。

それからもう一つは、今度は317ページ、保健福祉事業の紙おむつ、これも減なんですけども、これは利用者、対象者が減という説明がいただきましたが、何人ぐらい減っているのか、それ教えてください。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） まず、県ひとり親家庭等の医療費助成についてです。対象者の減ということですが、一応2月1日現在の対象者数は23人になっております。

それから、紙おむつ等の支給減についてです。こちらにつきましても、当然年度内で移動等がありまして変わりますけども、大体90人前後の利用者数があります。今回ちょっと大幅に減額になった理由としましては、前年度、28年度末の現在の利用者数が76人ということで、かなりちょっと年度末に落ち込みまして、その方が更新というような形になりました。そこから年度途中の増減があります。ということで、大体90人前後というような形になっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） これ、2款の総務費の7目の企画費の中で、まち恋お見合い婚活応援事業業務委託料減とありますけども、これ全協であった婚活事業廃止に伴う減でよろしいのでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） このまち恋関係は、婚活事業の中のパーティー形式のものは実施したんですが、それ以外でお見合い型で予算をとっていたものでございます。残念ながら、何度か広報はしたんですけど、そういう町の補助金を利用して民間の結婚紹介所を活用される方がいらっしゃいまして、今年度その経費につままして減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） お願いします。316ページの民生費、障害者福祉費のサービス費追加、一番下になりますが、500万とありますが、これについてちょっと詳細を教えてくださいのと、もう一点は328ページ、放課後子ども教室関係ですけれども、補助員の賃金減であるとか委託料の減、これについては現在どのような実施状況であるかということをおひとつ教えてくださいたいんですが。

○議長（仙海直樹） 328ページです。放課後子ども教室。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 障害福祉サービス費の追加についてですが、これにつまましては、12月補正でも800万の補正をさせていただきましたが、その後施設入所の支援対象者が1人増えたことによる500万円の増額になります。

以上です。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 放課後子ども教室の関係のまず賃金でございます。当初につまましては、初年度の事業ということで、新たにサポートしていただく方を見込んでおりました。しかしながら、小学校でやるということで、学校介助員の方のサポートをいただけるということで、当初予定しました金額につまましてはほぼかからずに、全額減ということになります。

それから、委託料の子ども教室の実施状況ですが、ご存じのとおり英語を親しんでいただくために、毎週月、火と学年を分けて実施しております。実績の回数としまして、各学年大体年間で15回前後ということでございます。来年以降も、英語が授業化になるということが将来的にありますので、今後も同様に続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 了解しました。

放課後子ども教室のこともうちょっとお聞かせいただきたいと思います。来年度も、引き続き

英語に関して実施するという事なんですけど、先ほど言われました介助員さんが手伝ってくださっているということなんですけれども、これ学校とは割と切り離して子ども教室というのはあるのかなと思ったんですが、そういうところでやはり連携を図ったほうが子供たちのためにもいいし、そういう学校側からの協力が得られて、今そういう運用の仕方をしているということで、来年もそういうふうが続けていくということでしょうか。

○議長（仙海直樹） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） ただいまのご質問でございますが、いわゆる放課後子ども教室といえども子供たちの教育が関連してまいりますので、現在小学校にいる介助員を利用するほうが非常に子供たちも安心して学べる、活動できるということで、来年もこのような体制でいきたいと考えております。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 328ページの中で、19節の中で伝統芸の後継者育成事業補助金減なっていますが、現時点の中では、例えば出雲崎おけさ保存会だとか小木之城太鼓だとか等が過去にあって頑張っておられるという中で、この減という中では相手のほうからその事業をやらない。結果として出てこなかったという中でなっているのか、その明細を詳しい内容がわかりましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 伝統芸能の育成事業につきましては、残念ながら今年度の実績はございませんでした。現状としましては団体、今おっしゃられたおけさ保存会秀和会等に働きをおかけをしている中でありますが、やっぱりなかなか新しい人が入ってこない。入ってきても、結局自分の親が子供を連れてきてということではありますが、どうしてもやっぱり中学校までといいますか、そこで終わってしまうというのが現状でございます。団体としましては、その働きをかけて残そうという気持ちは当然おりますが、いわゆるそのやりたいという人がいないということで、このミスマッチが続いているという現状かと思っております。

要綱を今改正も考えているんですけども、いわゆるその募集やそういった体験なんかにも使えるような形をしても、現状ではなかなか難しいのかなという、根本的な解決にはならないかなというふうに思っています。今後の取り組みとしましては、何とか子供たちにそういったおけさ等、伝統的なもの、文化等を教えるようなものを、団体任せではなくて、町のその青少年教育講座といいますか、公民館活動の中でそういった取り組みをして、少しずつ子供たちに興味を持ってもらって、その中でまたさらに興味ある人はそういった団体のほうへ誘導して、いろんな道具とか必要なものについては補助をしていくような考え方で、まずその底辺の部分の取り組みがないと、いきなり団体の皆様をお願いしても、先ほど言いましたように、集めたいんだけど、やる人がいないという、このずっと状況が続くので、そういった取り組みを地道に続けていくことが大切かなというふうに



思っております。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 私も、課長の答弁で大賛成です。ぜひその方向でやっていただきたいと思うんですが、過去のいきさつを言うと、小学校、中学でしたか、子供たちに教えて、その中で2年か3年やるんですけども、その中でもだんだん大人になりますので、そうすると自分のやったことがよかったという中でその会に入ってくれるという中の経過あったように聞いておるんです。そうしますと、例えば一つの例言うと、秀和会さんが何かやっていたときに、秀和会さんの子供の、今もう20歳ぐらいになったのでしょうか、あの方継続して入って頑張るやるとか、おけさ保存会においても、またそのような継承の中でやっていると思いますので、ぜひ課長の今の考え方を実りあるようにしていただければありがたいと思います。

○議長（仙海直樹） 9番、諸橋委員。

○9番（諸橋和史） 321ページなんですけども、農業振興費、出雲崎地域ライスセンター高品質米安定生産対策事業補助金減ということなんですけども、結構な数字で216万ぐらいあるんですけども、来年度にまた予算的には措置されているんですけども、この減額というのは、機械が入れられなかったとか、何かあつての話なんですか、それだけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） このライスセンターにおきましては、火力乾燥機の更新を見込んでいたんですけども、火力乾燥機、よくよく調べてみましたら、部品交換ではなかなか対応できないということで、パッケージになってそっくり一式交換というふうな形になるというようなことで、そうするともう一回ちょっと仕切り直しというような形でJAさんのほうから年度当初お話がありました。じゃそれは29年度は一旦やめて、30年度に改めて事業をやりましょうというような形になりました。ということで、火力乾燥機の分を減ということで、そのほかのところにつきましては予定どおりやらせていただいたということで、30年度の当初予算で新たに計上をさせていただきます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 現実29年度に乾燥機が入らなかったということで、あとの諸費、いろいろな修理とかあると思うんですけども、そういうものは大枠に大体1点か2点ちょっと聞かせてもらいたいんですけど、何か事業としてやられたことは。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 29年度の事業ということでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○産業観光課長（大矢正人） 29年度につきましては、中央制御装置の更新ということで、そちらのほうをさせていただいたということです。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号 平成29年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（仙海直樹） 日程第6、議案第6号 平成29年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号、国保特別会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の実績見込額に基づきまして、2款の保険給付費を増額した一方、7款の共同事業拠出金及び8款の保健事業費を減額しております。

歳入予算では、交付決定等に基づき、5款の国庫支出金、6款の療養給付費等交付金及び8款の県支出金等を補正しました。

また、国保会計の財政基盤強化のための一般会計繰入金につきましては、全額減額しております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ700万2,000円を追加し、予算総額を6億5,331万4,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、去る3月2日に開催をいたしました町の国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいておりますので、よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の297ページをお願いいたします。先ほど一般会計のほうでも説明がありましたが、11款繰入金についてですが、1項他会計繰入金では、一般会計から1,000万円の繰り入れを予定しておりましたが、財源が確保できたことにより、全額減額をしております。なお、国保特会の状況につきましては、議会資料45ページ以降にございますので、ご参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてをお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成29年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（仙海直樹） 日程第7、議案第7号 平成29年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号の介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の実績見込額に基づき、1款の総務費及び2款の保険給付費を減額いたしました。

一方、歳入予算では、1款の保険料、3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款の県支出金及び7款の繰入金等を歳入見込みに基づき減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ2,233万9,000円を減額し、予算総額を6億8,178万8,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の312ページをお願いいたします。今年度の保険給付費は、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費及び地域密着型介護サービス給付費ともサービス利用者の減少等によりまして、当初見込んでいた額よりも減額をしております。これらの状況を踏まえまして、このたび所要の補正をさせていただきました。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号 平成29年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）  
について

○議長（仙海直樹） 日程第8、議案第8号 平成29年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

平成29年度の簡水特会におきましては、継続して実施しております老朽管の更新工事のほか、常楽寺地内、神条地内の配水池に係る進入道路の設計や用地買収を実施しております。

このたびの補正予算は、年度末を迎えまして、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額358万2,000円を減額し、予算総額を1億6,682万2,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出、321ページをご覧ください。1款1項1目3節は、漏水対応に係ります時間外手当でござい  
ます。27節消費税は、18万8,000円を納めまして、残りを減額いたしました。

また、2款水道管理費は、それぞれ精算による減額でござい  
ます。

次のページ、3款水道施設費では大門、常楽寺、大寺、神条の地域で老朽管更新工事などを実施  
いたしましたけれども、精算によりそれぞれ費目を減額いたしました。

戻りまして、320ページをご覧ください。歳入では、運営準備基金を減額しております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 1つお聞かせください。

まず、321ページ、一般管理費の中に職員手当が13万6,000円追加されております。今ほど残業手当ということですが、続いて323ページです。給与明細費が載っておりますが、そこ真ん中の表の中ほどに補正前は19万2,000円だった時間外勤務手当が32万8,000円に、ほとんど倍増しているということですが、なぜこの当初見込みとこれだけ残業時間が食い違ったのか、教えてください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） この冬の寒波で水道管の漏水が多発しまして、要するに本管の断水に至るか至らないかというような状態がございました。そのときに、担当しております職員が要するに泊まり込みの状態ですと対応しておりますし、日曜日でも1日中出勤するというような状況を継続しておりましたので、時間的にはこういった補正をさせていただいた結果となっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 大変ご苦労されたということでございますが、本当に心から敬意を表したいと思っております。実際これ19万2,000円と32万8,000円だと、時間にしてどれくらい増えたんですか。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 32万8,000円からマイナスの19万2,000円をひくと、13万6,000円なんです。13万6,000円の残業手当が増えたが、今回の寒波で残業したし、泊まり込みもしたとわかるんですが、これ1人の方の残業手当なんですよね。だから、1人の方の残業手当が13万6,000円なんです。これ、寒波のための今超過時間とおっしゃったけども、寒波で何日もそんなに泊まり込みなさって、私が泊まり込みしても1日1万、それが13万6,000円ということは、13日間泊まり込みしたということになります。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 時間外手当の単価自体が深夜割り増し50%つきます。休日も、たしか同程度の時間割り増しがつきますので、時間単価が大分高額になります。

〔「どのくらいになります」の声あり〕

○建設課長（玉沖 馨） 大体45時間前後ぐらいだと思います。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号 平成29年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（仙海直樹） 日程第9、議案第9号 平成29年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

平成29年度の農排特会では、施設の維持管理を実施しております。

このたびの補正予算は、年度末を迎えまして、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額89万5,000円を減額いたしまして、予算総額を1億1,014万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出、329ページをご覧ください。1款1項1目3節は、同様に時間外勤務手当の追加でございます。

2款1項1目維持管理費では、処理場の電気代や下水道管の修繕工事等に係る精算見込みによりまして、それぞれ減額いたしました。

次の330ページ、公債費は、財源更正になります。

戻りまして、328ページ、歳入でございますけれども、下の表の4款の前年度繰越金の未計上分を追加いたしまして、歳入の減額分と合わせて3款の一般会計繰入金を減額しております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号 平成29年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（仙海直樹） 日程第10、議案第10号 平成29年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。



○町長（小林則幸） ただいま上程いたしました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

平成29年度の下水道特会では、久田浄化センターの長寿命化対策を行っておりまして、汚泥かき寄せ機能オーバーホールを実施しております。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額105万7,000円を減額いたしまして、予算総額を1億9,802万2,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出、337ページをご覧ください。1款1項1目3節、4節は、扶養手当と時間外手当の追加によるものでございます。

2款1項1目維持管理費では、処理場の汚泥凝集剤や消耗品などに余剰が生じたので、減額をいたしました。13節の委託料は、精算による減額でございます。

なお、本下水道会計を含みまして、町の汚水処理の水洗化状況でございますけれども、今年度は全体で9世帯の水洗化が行われております。今年度当初の水洗化率が95.3%でしたので、0.5%ほどの上昇と思っております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号 平成29年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（仙海直樹） 日程第11、議案第11号 平成29年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

平成29年度の宅造特会では、松本みなみ団地の分譲販売と、ひがし団地の造成工事等を実施しております。

みなみ団地の販売では、7区画中2区画の販売が年度中に見込めないことから、歳入予算に計上しております土地売払収入を減額し、新たな財源として一般会計繰入金を計上するとともに、歳出予算の一般会計繰出金を減額いたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額650万円を減額し、予算総額を2,402万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳入歳出に係る補正につきましては、町長の説明のとおりでございます。

341ページ、第2表、繰越明許費をご覧ください。先ほど一般会計補正予算の道路事業の繰越明許でもお願いをしておりました部分がありますけれども、特別会計におきましても、松本ひがし団地造成工事におきまして、年度末までに工事完了が見込めない状況にございますので、15節の工事請負費とこれに係る設計管理業務委託料合わせました1,300万9,000円を繰り越しさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 343ページ、目の不動産売払収入、これがマイナスの828万という形の中で、7区画のうちみなみ団地が残りがある。来年度については、ひがし団地がまたできる中で、今現在売れていない状況の中でひがし団地もまた売りに入るということですが、これ力を入れていかないと売り残りが出るというようなことも考えられるんですが、今後についてのこういう対策については、これだけで終わりやいいんですけど、次もう一つ待っているんですから、それについての考えちょっとお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 町の活性化といいますか、人口の対策という政策の中では、ずっと継続してこういった団地造成を継続したり、あるいは町営住宅の建設で若い方を呼び込む、そういった方々の受け皿として団地造成も行っているわけでございますし、これまで本当にありがたいことに分譲するとその年に全部売れるということで、逆に言うとその受け皿となるべきものが不足ぎみというような状況であったかと思っております。

今回残念ながら2つ売れ残っておりますけれども、これはことし1年目ですので、これが2年目になればある程度残りも売れてくれるのではないかなと思っております。残り新しく20区画の造成をことしから30年度にかけて造成を行わせていただくわけでございますけれども、やはり出雲崎こうやって人を町外から受け入れる、あるいは町の方々が町外に出て行かないというような形の中でこの事業を継続しております。やはりそれなりのPRを構えて、30年度はその新しく分譲に向けていろいろと工夫をしていかなければいけないと思うんですが、前に向いてPRをすると、いろんなことも考えなきゃいけないんですけども、その辺のことにつきましては、すみません、30年度の全般の中でよく練って、30年度のしかるべきときにそういった予算措置もさせていただきなきゃいけないと思っておりますけれども、まず受け皿をきちんと用意して、それをPRして売り込んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 今まで全てというぐらいもう当たっていました。いつまで当たるかというのがやっぱり非常に怖いリスクというのは、心に持っておかなければいけないと思いますし、そういう中でより積極的な形でみなみ団地、ひがし団地がうまくいくことを祈っているところでありますが、私の町内においても、もう人口が減ってきている中で、町に寄附したところの海岸で言えば5軒ぐらいのあそこ家建ててくれる人も町外から来ました。また、空き家になって相談に来た人については、東京出雲崎会の仲間にあててくれるから、どこかいけないかと、戻ってくる方。また、近所の人にも、そういう勤めている人にどうだと言ったら、話の結果出ないんですが、女性の方が西山かなんかでシェアハウスでも入りたいというような、いろんな我々も努力しています。そういう中で、町のほうもパーフェクトを狙うということを目標にしてやっていただきたいということを願ってい

ます。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時51分）

---

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

---

◎議案第12号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第12、議案第12号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、「子は宝」多世代交流館の開設に伴いまして、同交流館に関する事務を保健福祉課が所管するよう定めたものであります。

また、各課が分掌する事務について、現行の事務内容に合わせて、よりわかりやすい用語に改正をいたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

課設置条例は、長の直近下位の内部組織として課を設置すること、それとその課が分掌する事務について定めております。このたび新たな事務として、「子は宝」多世代交流館に関する事項を保健福祉課所管事項に追加したものでございます。

また、総務課、産業観光課及び建設課の事務の一部について、町長が説明しました理由によりまして、用語の改正を行っております。

新旧対照表は、51ページにございますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 1点だけお聞かせ願いたいんですけども、この案件の中に「子は宝」とは直接関係ないような科目、第2条なんですけども、土地改良を農業生産基盤に改めるという項目があります。どういう利点があるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 名前の、名称のまま変えたということなんですけども、一般的に土地改良というよりも、今現在出雲崎町が進めている水路、それから暗渠、あとポンプの更新、そういうものを農業基盤整備促進事業とか農地耕作条件改善事業という国の事業を取り入れてやっております。なんで、そういうふうな事業を展開している現在の状況に合わせて、農業基盤の整備というふうにしたほうがわかりやすいのかなということで、名称を変えさせていただきたいということです。

以上です。

○議長（仙海直樹） 9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 深くあれをするつもりはありませんけれども、現実に土地改良ということになると、土地のいろいろな改良ということと農業生産基盤という基本的なものでちょっと変わってくるのではないかとというふうに懸念いたしますんで、そこらのところがわかりましたらちょっと説明願いたいし、それでまた今後土地改良ということになると、改良をするということ全般を含むような気がするんですけども、そこらをちょっと説明願いたい。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 土地改良というよりも、農業生産基盤といったほうがより大きく、広い範囲でという意味で私のほうで考えさせていただいたところなんですけども、逆に土地改良というと、今やっている圃場整備等の土地改良事業というふうな形に皆さん捉えられるかなということで、そういうことだけではなくて、いろいろ農業にかかわる生産基盤の整備ということで、いろいろな事業に携われるようにということで、名称をそのように変えさせていただきました。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

議案第12号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第13号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 出雲崎町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第13、議案第13号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、日程第14、議案第14号 出雲崎町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号及び議案第14号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、関係する法律の施行に伴い、適切な個人情報保護対策を講じるためのものであります。

議案第13号につきましては、法改正の趣旨を踏まえて、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義及び取り扱い、並びに電子計算機の結合の制限等を定めております。

また、議案第14号につきましては、出雲崎町個人情報保護条例と整合を図るため、公開しない個人情報について整理いたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 議案第13号及び議案第14号について、補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

定例会資料49ページご覧いただけますでしょうか。こちらに、このたび提案をさせていただいております2つの条例の一部改正の背景、趣旨、内容等を記載したものでございます。この個人情報

保護条例の見直しにつきましては、国が定める個人情報の保護に関する基本方針において、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の内容を踏まえることとされております。このたびこれらの法律の施行に伴いまして、今ほど町長から説明がありましたとおり、一部改正をしたものでございます。

なお、これらの内容につきましては、町の情報公開・個人情報保護審査会でご審議をいただいております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 文言のことでちょっと教えていただきたいんですが、お尋ねします。

この資料の56ページ、新旧で一番上です。1行目、新のほうで電子計算機、旧のほうのコンピュータというところで、コンピュータという言葉が電子計算機というんですが、どこがどう違うのか。これは、国の法のことでの文言整理なのかどうなのか。1つ思うのは、電子計算機というそのまた概念がどういうことなのかあれですが、電子機器のほうはまだいいんじゃないかなとか、いろいろちょっと思うんですが、その同じ内容を何でこうなのか。国がそうだというんだったらいいんです。その辺のことを教えてください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） お答え申し上げます。

このたびのその条例改正につきましては、いわゆる国の根本たる法律の施行に伴って町の条例を整合を図るということでございまして、今ほどのご指摘を踏まえまして、用語、その他用語の定義等も法律の用語に準じた形となっております。旧の条例につきましては、その前の法律に基づくものなので、詳細なこの差異は承知しておりませんが、現行の法令に合わせて用語を整理しているという形でご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） この個人情報保護、公開条例等について、前回質問しましたけども、これについて検討するというところで回答いただいたんですが、例にとったその神奈川県のストーカー、これについてストーカーの本人が探偵に行っていて、探偵が行ったものはいいとして物を出したと。情報を出したということについて、これは裁判でも訴えられている。そのほかに、東京の世田谷区ですか、これによって夫婦で別れたんですが、だんなさんのドメスティックバイオレンスということで別れて、家をほかのところに行っていて開示しないでください。神奈川のところも、開示しないでくださいということが開示されたと。東京23区において、17区についてはそういうものについては一切開示しないと。東京の場合としては、だんなの弁護士が情報開示を求めたために出したということで、

居場所がわかって、また次に隠れて引っ越ししなけりゃいけないと。その費用については、区は一切金も出しませんよと。危険を感じているというような形で説明したと思いますが、開示されないということについて開示された。そういうような形で、弁護士が横についていれば物事は開示されるのかどうか、これらについてはその条例の中にどういうふうになっているのかと、東京都についてもそうでしたが、区によって考えが違うという形ですけども、当町はどのような考えになるのか、この例をもとにちょっとお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 個人情報の開示義務につきましては、現行条例の第12条の2に書いて定めてございます。1つは、除くものとしたしましては、法令等の規定により本人に開示することができないと明示されているもの。開示請求者の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報。開示請求者以外の個人に対する情報であって、当事者等に含まれる氏名、生年月日、その他記述等により開示請求者以外の特定の個人が報告をしなければならないものというふうなことで、国の法令のとおり形の規定を本町の条例で置いてございます。

今ほどご指摘の運用の個別後の運用等につきましては、条例所管している私のほうでちょっと承知しておりませんので、申しわけございませんが。

以上です。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（池田則男） 今加藤議員からお話で、法律でいいますと住民基本台帳法というものに基づきまして、先般ご指摘のストーカーでありますとか、DV関係等々についての情報漏えいの防止についてでございます。これらに関連してお話しさせていただきますけれども、私どもまず加藤議員からのお話のあった情報漏えいの防止に関する町の基準なりガイドラインそのものについてはありません。これにつきましては、県内の市町村であるところは1つほどで、あとは皆全市町村において国の要領あるいは関係手続のほうで厳格に定まっています。そちらのほうで対応しているというのが実態でございます。

いずれにいたしましても、私どもその申し出のあった被害者からの申し出については、受け付けからその確認、それから関係機関との情報連携、それらについて全て厳格にそれら要領に基づいて実施しているということでやっておりますし、今後もそのような対応をしたいと思っております。

ただ、何らかの疑義が生じた場合については、直ちに各関係機関のほうに照会したり、通報をしたり、連携をとって対処したいということを考えていますので、今のところはそういう状況で、先般のお話についての情報漏えい、DV関係についての状況はそんなことでございますので、報告させていただきます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。



○6番（加藤修三） ただいまの質問の回答の中で、国の条例、その法令に基づいてやるという中で、東京都でこのように区によって考えの違いがあったというのは、それつながっていないということなんです。

ですから、うちの町としては、こういう例に例えたらどうなんですかと。大阪のほうの引き渡しは絶対やらないということだったんですけども、町としてはそういうふうな形は各自治体で違いが発生している中で、うちはどうなんですかということがお聞きしたかっただけなんです。うちも一切しないのかどうかと。その中には、さっき言ったように生命、財産の危険を及ぼすというようなことが言われている中で、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（池田則男） それも、全部含めて決まっております、例えば加害者本人からの申し出、あるいはそういう住民票の請求について当然拒否をしますし、第三者、例えば弁護士からの請求、申し出についても一切拒否できることになっています。

ただし、例えば離婚の調停とかで、そんな形で必要である場合については、裁判所のほうに弁護士から申し出があって、裁判所から直接市町村のほうに請求あった場合については、それを確認した上で送付先は裁判所宛てにやるということで、第三者あるいはそういう関係する機関についての情報については、一切基本的には絶対に拒否するというものは全国共通になっておりますので、その時点でその考え方はもう基本は決まっていますので、それに基づいて私どもはやっているということをお願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ありがとうございます。内容はわかりましたので。

今後ともそういうふうな形で、被害が出ない、生命、財産を守られる体制を町としてもきちんととっていくということをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第13号及び議案第14号の議案2件は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第15、議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、町の非常勤特別職の職員の費用弁償の支給について、条文を整理したものであります。

主な改正内容は、町内の旅行について、旅費の日当額のみを支給する職員として列記されている非常勤特別職の職員のうちの日額が報酬が定められている文化財調査審議会委員を削除するものとなっております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

資料の新旧対照表61ページをお願いいたします。新旧対照表で補足説明をさせていただきます。この第3条には、町の非常勤特別職の費用弁償について定められております。同職員が町内での旅行、いわゆる町内で開催される会議等に出席した場合は、費用弁償として日当額のみを支払うということになっておりますが、そのうち日額で報酬が定められている非常勤特別職は、日額報酬のみを支給して費用弁償は支給しないというふうな規定になってございます。文化財調査審議会委員は、日額報酬ということで定められておりますので、このたびこの条文を整理をさせていただいたというものでございます。

以上です。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） この61ページの旅費を支給すると、新はいう中で、例えばよく問題になるのは、新幹線乗ったとき。例えばグリーン車だとか普通の自由席乗ったときの、このときの対応はどういうような形になるのかということをお聞かせ願いたいんですが。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 今回ご審議いただいております非常勤職員の報酬、費用弁償等の旅費の支給につきましては、具体の支給方法は町職員の旅費条例に準じることになってございます。町条例のほうの旅費条例によりまして、今ほどの内容等につきましては、一般的にグリーン席等は支給対

象に、旅費の一般的なものに支給対象には当町は含めておりません。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

議案第15号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第16号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第16、議案第16号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、町の行政組織の機構再編によりまして、新たにこども未来室等を設置することに伴いまして、新設する職務の給料表の適用範囲を定めたものであります。

主な改正内容は、級別職務分類表において、室長の職務の級を4級または5級に位置づけるものとなっております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

こちらにも、新旧対照表で説明させていただきたいので、資料の63ページをご覧くださいと思います。第19条の改正でございます。管理職手当の支給に関するものとなります。管理職手当の支給額につきましては、現行条例では条例で適用する職務までを定めておりますが、他市町村の例規に倣い手当額を条例で定め、その職の適用区分は規則に委ねる改正となっております。

次に、別表第2の改正となります。同表は、いわゆる旧の基準となる職務を定めたものでございます。このたび行政組織機構の再編に伴いまして、改正をいたしました。

改正の内容につきましては、町長が説明されたとおりでございます。

以上です。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第16号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第17号 出雲崎町環境美化基金条例を廃止する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第17、議案第17号 出雲崎町環境美化基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

環境美化基金は、平成9年にナホトカ号重油流出事故による全国からの見舞金を原資として、町の環境美化を図る事業に充当する目的で設立されたものであります。

これまで全町クリーン作戦等の環境美化活動の財源に充ててきましたが、本年度をもって基金の全部を処分することになりましたので、このたび廃止をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

この環境美化基金ですが、全国から寄せられました見舞金約750万円ございました。それに町の一般財源を加えて1,000万円の基金を積み立て、町の環境美化活動の財源に充ててきたものでございます。今後この環境美化活動に必要とする財源は、該当する特定財源があればそれらを優先して充当いたしますし、必要により一般財源を充てていくこととして対応していきたいというものでございます。

同基金を廃止することによりまして、環境美化活動の停滞を招くことはございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第17号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第18号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第18、議案第18号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、多目的運動場の整備・完成に伴いまして、町体育施設の条例中の所要の改正を行うものであります。

第2条では、施設の名称のテニスコート、相撲場を整理、改めまして、多目的運動場に、また第6条では、名称とともに施設使用料に多目的運動場のテニスコート、フットサルコート、サブコートの1時間当たりの使用料を新たに設定いたしました。

その他、町民体育館、屋内ゲートボール場、柔道場につきましては、1時間当たりの使用料表示に変更し、町民野球場は、町外者の使用料を割り増しとし、屋外施設の町内者との均衡を保つよう改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（矢島則幸） それでは、若干補足をさせていただきます。

資料の65から68ページをご覧ください。多目的運動場のそれぞれのコートの使用料につきましては66ページ、67ページのとおりとなります。全面使用の場合につきましては、フットサルコートにサブコート使用料を加算した金額となります。

なお、照明の使用料につきましては、LED化により若干下げた額となっており、従来のテニスコートの料金を基本として設定しております。

なお、町外者につきましては、それぞれ町内者よりも割り増しをした使用料として設定しております。

なお、町民が使用する場合や長岡市ほか近隣の市町村が使用する場合につきましては、従来どおり屋内施設については無料で、変更はございません。屋外施設では、体育協会等の登録団体または学校等の部活動で使用する場合につきましても、使用料の減免、それから免除が受けられ、これについても変更はありません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） その資料の66ページから68ページですか、1時間当たりということなのですが、これ上げているのか下げているのかよくわかんないんですが、何でその1時間当たりの積算という

か、そういうことにしたんですか。というのは、今までは午前、午後、夜みたいな3つに分けてありますよね。今度は、大きく言うと5時前から夜の10時という、夜間と昼間ということで1時間当たりというんですが、大体私も特にトレーニング室は使わせてもらっているんですが、大体その1時間まで行かないで帰る方もいるみたいだし、いろいろな形があるんで、どういうことなのかなという、1時間切らなくても今までと同じ形でもいいんじゃないかというふうな気もするんですが、その辺は何かあるんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 従来のこの料金設定が、例えば町民体育館ですと午前9時から正午まで4,200円ということです。これ、時間当たりになると1,400円ということになります。実際その3時間使うという方もいらっしゃいますが、現実的にはその1時間とか2時間とか、そういった単位で使われる方もいらっしゃいます。その場合の運用については、時間当たりということで3で割った数字で1時間当たりという金額にしております。その辺わかりやすくするために、今回は1時間当たりということで単価設定をさせていただくということになります。

体育館については、これ割り返すと今1時間1,400円なんですが、いわゆるその例えばバレーボールコートが3面あるという形になると、1,400円を3で割ると、1面当たり幾らというふうに今運用していますので、466円という6.66という数字になるので、今回そこはちょっときちんといえますか、端数を整理した形で1時間1,500円という形での単価設定ということでさせていただきました。

あと、そのテニスコート、フットサル等につきましては、従来を基本に料金設定させておりますし、野球場につきましても、先ほどちょっと説明ありました今町内者と町外者の使用料が同じということでございますので、ここについては、ほかと同じようにちょっと均衡を保つために町外者少し割り増ししたという設定となっております。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 要は、1時間の単価を一応今のような形で割ってのことで、1時間当たりに積算したと、こういうことの理解でいいですね。

そうですか。わかりました。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） この時間に関してですけど、これを管理する方は対応ができるのかなということなんです。例えば来たときに申請1時間使用しますよと、アリーナ。帰るときに何時間ですよということに、その辺のルールがどういうふうに行っているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） まず、使用に当たっては、事前の申請等が必要になります。当然当日貸してくれという方もいらっしゃいます。それは、当日そこで受け付けをします。その際、受け付けの

段階で使用者の方から使用時間を聞いた中で、時間を設定して対応するという形になるかと思いません。

屋外施設についても同様ということで、夜間の照明等もこれから使う頻度も出てくるかなと思いますが、基本的にはその管理人さんのほうで対応するという事で統一ということでやっております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 管理人さんの管理方法とそのデータの維持管理というか、そのものについては、パソコンかなんかで最初手書きで入れたのをパソコンで何かを入れて、最終的に資料保全という形にしているのか。ただ、資料をノートに書いて、何日に何時間来たで終わっているのか、その辺をどういうふうに考えているのか。なぜならば、それを何で聞くかという、いろいろパソコンに置いたときに、どこの町がどういうふうに来たというデータの資料にもなるし、次をどういうふうなステップにできるかという資料にもなるんです。ただ、ノートには、僕らがよく体育館利用する名前と何時書いているだけと、それが要するに実績資料ですよ。アクシュアリーですよという話なのかどうかをお聞かせ願いたいということ。ここでこういうふうになったら、いろんな形の使用がどういう形になっているかということ、次のステップに手が打てるような対策を立てるのかどうかの管理方法をお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 現在のその管理方法につきましては申請書、紙ベースでの申請によりまして行っているということで、パソコンの中にその使用者のデータを入れてという管理は現在しておりません。

しかしながら、その町内、町外者という部分は、きちんと分けておりますので、例えば年間町外者が何人、町内者が何人、また施設のその目的といいますか、コートで使っている方が何人という部分でのデータ収集はやっております。今ご指摘のとおり、昨今このような時代ですので、そういったよりわかりやすくといいますか、今後のつながるような形での管理方法については、随時検討していきたいというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） なぜそういうことを言うかといいますと、過去僕らも利用していた中で、あの通路のところを通ると、管理舎の中でマージャンゲームのあれがディスプレイに出ていたのが見えたりとか、そういうふうにしたことも私は見えています。それはいい、悪いは別です。お昼休みとかそんな、それはフリータイムですからいいんですけども、そういうようなことがよくあった中で、そういう人たちもっとやられるのであればやって、こういう分析しなさいと。こういうこともやって、後でノートをまとめて、またこれが正という字を書いて、ここに何時間いた、時間の利用率は何時から何時、またこうやっても、そんなことをしなくても打てば、そういうことできる人が、今

はいないみたいですが、いたんですから、そういうこともやらせて、今後のデータ資料として次のステップをとれるような体制をとるとというのがやっぱりベストではないでしょうか。その辺をとんどいけばいい、このぼうつというのはまずかったですけども、しっかりしてやってもらっているんですけども、そういうふうな形で次の町、町の使用方法の次ということを考えていくような形で、ここの管理する人たちも勉強しながらスキルアップを図ってってもらいたいというふうに感じますが、その辺いかがでしょう。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） おっしゃるとおり、今後検討課題としていきたいと思っております。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 実際のこれ運用のほうですけども、こういうふうに見ますと、町民野球場、例えば使用料が1時間1,500円、照明使用時の場合、町外の場合は3,000円と、1時間4,500円とかなり高額になるんですが、これ管理人さんもいろいろ何人かの方が交代なんですけども、例えばの判断で、途中で30分ぐらいやったらもう急に雷雨になって中止せざるを得ないというときというのはどういうふうに、そういうときは半額もらうのか、その辺の、いや、これ金額大きいからここ事前にある程度決めて、そしてお互いに管理人さん、あのときは例えばこうだったし、今度はこうだったというふうになると、ちょっとトラブルのもとになると思うんで、この辺もあわせて事前にもし決めていなかったら、金額が金額ですので、その辺ちょっとどうなっているのかお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 今例えばその野球場の使用についての例として挙げさせてもらおうと、先ほど申しましたように町の登録団体であれば、野球場の使用料、いわゆるここでいう1,000円ですか、町内であれば1,000円は無料になります。ただ、屋外施設のその照明ということになりますので、こちらについては、先ほど申しました減免規定を適用しまして、野球場については2,500円が1,000円という運用しております。

同じように、今回多目的運動場についても照明施設ございますので、若干申し上げますが、テニスコート500円については200円、フットサルコートにつきましては1,000円が400円という運用を考えています。

ご指摘の30分という、使用をやめた場合という部分につきましては、一応規則上は1時間単位ということで30分の場合でも1時間の料金をいただくということになっておりますので、その辺は天候等で急に外的要因で使えなくなった場合については、それはその場でちょっと運用していきたいというふうに思っております。基本的にはお客さんのほうで、使用者側のほうで1時間利用の中で30分でやめるという部分は、それはこの規則どおり30分は1時間単位でということできたいなというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。



○1番（小黒博泰） すみません、大変つまらない質問なんですけども、私も町内にいてそういうミーティング室を使ったことないんで、あれなんですけど、この中で町内というのは、近隣の長岡市やなんかは町内ということで無料ということになってはいますが、逆に、出雲崎の町民が近隣のそういう施設に行った場合に、出雲崎の町民は無料で使える状態なんですか、お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 出雲崎の町民が例えば長岡市の体育館を使う場合は、一応相互協定を結んでいるので、長岡市の条例に基づくその長岡市民と同じ扱いでできる形になっております。それは多分柏崎、刈羽、見附も同じ運用になってはいますので、その市なり町の条例に基づく市民の扱いとして出雲崎町も一緒にそこに一緒の枠でできるという形になっております。

○議長（仙海直樹） 8番、安達議員。

○8番（安達一雄） 第1号の町内とあるのをこれ6つ書いてありますが、出雲崎のチームと例申し上げますと、新潟のチームとゲートボール場ですが、試合があったとする場合は、これどういう扱いになるんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） それがどういふ大会かにもよります。いわゆる町主催といいますか、そういったものであれば、運用上は無料という形をとる場合もありますし、そのケースによりまして、当然そういったことで運用させていただきたいと思っています。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

議案第18号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第19、議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正は、平成29年度地方税制の改正によりまして法律の改正に伴うものと、平成30年度から国民健康保険事業の新潟県と市町村との共同運営が実施されることに伴いまして、関係する条項を一部改正するものであります。

改正の内容につきましては、国保税にかかわる課税額の定義の見直しや暫定賦課制度の廃止に伴

う納期の変更などで、平成30年4月1日から施行するものであります。

なお、この改正案につきましては、去る3月2日の国民健康保険運営協議会で審議をされまして、承認をいただいたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をいたします。

資料の69ページの新旧対照表をお願いします。まず、第3条の課税額につきましては、平成29年度の税制改正に伴う見直しでございます。課税の区分を明確化するために、第1号で基礎課税分、第2号で後期高齢者支援金分、70ページに来まして、第3号で介護納付金分とそれぞれ分けまして整理するものでありますし、第2項以降と71ページの第6条の2につきましては、関連する字句を整理するものでございます。

同じく、71ページの第9条の納期につきまして、平成30年度からの国民健康保険事業の運営主体となる新潟県の方針に基づき、納付回数をこれまでの年間12回から9回に改正するものでございまして、72ページにありますとおり、初回の第1期を7月16日から31日までとするものでございます。

また、これまでの第10条の9と73ページの第10条の10につきましては、暫定賦課というものの廃止に伴いまして、削除するものでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第20号 出雲崎町国民健康保険運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第20、議案第20号 出雲崎町国民健康保険運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成30年度からの国保制度改革に伴うものであり、基金の一部を新潟県に支払うことになる国保事業費納付金の財源として処分できるようするものであります。

また、国保の財政運営の責任主体が新潟県になることから、題名を財政調整基金に改正するもの

であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

議会資料の75ページをご覧ください。基金の運用等につきましては、制度改革によるもので変更はございませんが、条例を設置目的に合った題名に改正するとともに、第6条の処分方法において、国保事業費納付金の納付に要する費用に不足が生じた場合に処分できるよう改正するものであります。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第20号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第21号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例制定  
について

○議長（仙海直樹） 日程第21、議案第21号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第21号につきましてご説明を申し上げます。

出雲崎「子は宝」多世代交流館の建設に当たりましては、子育て支援と地域住民の交流促進を図る施設として、昨年6月23日から工事を着手し、3月末には完成の予定であります。

今回の条例制定は、施設の設置及び管理に関して規定をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

条文のほうをご覧いただきたいと思っております。第2条では、設置目的として、地域住民が相互に触れ合うことのできる多世代交流型子育て拠点を構築し、その中に子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子供家庭総合支援拠点としての機能を持たせることを規定しております。

第3条の名称及び位置、第4条の職員については、記載のとおりであります。

第5条からは、団体などが施設を使用する場合の使用許可、使用料等についての規定であります。使用料の額については、別表のとおりとなっており、各相談ルームとフリースペースが4時間単位で500円、広場のおひさまルームにつきましては1,000円としており、第8条において減免規定を規定しております。

なお、施設の休館日及び開館時間や各機能別の事業内容などにつきましては、2月の全員協議会でご説明してありますが、第13条により施行規則で規定しております。

最後に、条例の施行期日は、附則により平成30年4月1日としております。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第21号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第22号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第22、議案第22号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

藤巻児童遊園は、平成13年から藤巻集落の土地を無償で借り受けて、17年にわたり利用されてまいりましたが、このたび遊具が破損したことにより、撤去することにしたものであります。

今後の児童遊園の必要性について、地元で協議していただいた結果、廃止することでご理解いただくことができましたので、一部改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

藤巻児童遊園の土地は、借地でございますが、藤巻集落とは本議案が可決されましたら、ブランコと鉄棒を撤去した上で、本年度をもって返還するということが協議が調っております。

なお、設置してあるフェンスについては、そのまま残すことで承諾をいただいております。遊具の撤去費用につきましては、所要の額を3月補正予算に計上させていただいております。

資料77ページに新旧対照表がありますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第22号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第23号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第23、議案第23号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第23号につきましてご説明を申し上げます。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める介護サービス給付費の見込み額等に照らし、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならないことになっております。

このたび、平成30年度から平成32年度までの第7期事業期間の保険料を政令で定める基準に従い算定しましたが、保険料については据え置くこととし、事業期間の年度を改正するとともに、介護保険法の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

議会資料の79ページをご覧ください。第2条の改正は、事業期間の変更に伴うものです。

第15条は、介護保険法の改正により、第2号被保険者自体のサービス利用が増加していることから、サービス利用に当たり、第2号被保険者の配偶者や世帯主の所得等を把握する必要があるため、改正するものであります。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第23号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第24号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する  
基準を定める条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第24、議案第24号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等  
に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第24号につきましてご説明を申し上げます。

介護保険法の改正によりまして、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が市町村  
に移譲されるため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める必要があり、  
新たな条例を制定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

条文のほうをご覧いただきたいと思います。この条例では、第3条で指定居宅介護支援事業者の  
指定に関する基準を定めており、法人と規定しております。

また、第4条では、人員及び運営に関する基準として、国の定めた指定居宅介護支援等の事業の  
人員及び運営に関する基準によるものと規定しております。

そのほかは、県条例に合わせて所要の規定を設けてあります。

補足は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第24号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第25号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第25、議案第25号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定につい  
てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第25号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの町営住宅条例の一部改正、国の公営住宅法の一部改正を受けまして、入居者に義務づけられている収入申告について、事情のある一部の入居者については、この申告義務を緩和することができる規定を追加するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

町営住宅のうち、国の補助金を受けて建設した住宅の家賃につきましては、毎年9月ころに入居者とその世帯員全員の収入申告を提出をいただき、次の年度の月額家賃を決定しています。このたびの国の改正では、入居者が認知症や知的障害などの収入申告書の提出が難しい場合にこの提出義務を緩和し、かわって職員が必要な調査などを行い、家賃を決定することができるとしたものでございます。

資料の81ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第16条第1項及び同条第3項の改正部分が収入申告の提出が難しい方々の提出義務を緩和する部分の改正でございます。

その他は、所要の改正、条ずれの改正でございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 今の説明の中でわかったわけですが、緩和の中で、今現在町営に入っている方、女性は大体オーケーだと。男性のお一人の場合は、ちょっと難しいというようなことを聞くんですけども、その辺の解釈の仕方では、そういうことはないんだよというふうな基準みたいなものがありますか。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 例えば認知症ですとか知的障害という部分では、法律で定められて手帳が交付してあるとか、そういうふうに制度の中で認定された方という線引きがまずございますので、その方がそれに該当されているかいないかという部分で1つ目の判断になりますし、ただ現実のところ、その方の状況によって、さりとてそれに準ずるぐらいにちょっと難しいんじゃないかというものであれば、そういったものはこの対象になりますよということですので、ただまだ具体的に私どもこれから始まる手続になりますので、従来はご家族等に助けていただいていたか、ご家族等にお話をしてお話を介していただいたりというお手伝いはいただいていた案件もあったかと思うんですけども、一応それに準ずる場合は、この手続に沿って行うことができるという内容になりますので、ケース・バイ・ケースという形でこれからなんですけど、なるべくご負担をかけないよ

うに、あるいは個人の情報でもございますので、そういったところはきちんとした対応をしなければいけないなと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） その説明の中で、今現時点ではさっき私も話しましたように、男性の1人は難しいと。しかしながら、女性の1人の方であるのであれば、オーケーというようなことを町民のほうから聞くわけですが、この緩和の中では、そういうふうな価値観の中ではどういふふうな持っておられますか。

○議長（仙海直樹） 課長、今現在入居されている方の現状について質問しているんです。1人の方で入居している女性はオーケーだけど、男性はだめだということを今現在聞いているんですけど、それはどうなっているのか。そういう実態があるんですけども、それはいいのか悪いのか。いい、悪いは別ですけど、1人の入居はオーケーか否かということで、1人で町営住宅借りることができるかどうか。そういうことです、男性はだめだけども。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） すみません、よく理解できませんでした。

お一人で生活をしておられるということ。入居をされている方については、1人になったから転出してくださいとかいうような考え方は持っておりませんので、お一人で入居されているという形でご自分でそういった書類をとるのが難しいということであれば、私どもがその方に付き添いながら必要な書類をとるとか、あるいはこういった法律に基づいた手続でとるとかいう形で対応していくという形になります。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 私が言うのは、今言うその障害の方だけではなく、一般の方も含めた中での緩和の中で、今現時点では私が聞くところによると、女性の方の1人はオーケーで、男性の1人はなかなか難しいというようなことを聞くんですけども……

〔「新規で入居」の声あり〕

○3番（中野勝正） そうそう。新しく入る、今緩和の措置が出ますよね。出た中で、新しく今度例えばこういうふうに入ったときに、女性の方も障害の方もいるし、元気な方もおられる。また、男性の方は、私がお聞きするにおいては、男性の1人は新規は難しいよというようなことを聞くんですけども、その辺の緩和の中ではどのような……

〔「違う話だ」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 今の緩和の話は違うんで、そこをじゃ建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 町の町営住宅の入居の場合は、ご家族が入っていただく種類の町営住宅ということで整備をしておりますので、これまでもずっと基本的に複数のご家族で入っていただくということで募集をかけておりますので、単身で入っていただくという想定はしておりません。



○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 私なぜ今課長にお聞きしたかという、これは社産のほうで審議されるわけですので、私はちょうど社産ではないもので、今の時点でお聞きしておけばいいかなということでお聞きしたんで、内容わかりました。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

議案第25号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第26号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第26、議案第26号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第26号についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、国が道路法施行令の一部を改正したことを受けまして、町の道路占用料の額を減額するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

この道路占用料につきましては、道路法第39条第2項の規定に基づき、各道路管理者が条例によりその額を定めるものとされておりますけれども、全国的に共通する占用物件につきましては、国の定める額を参酌して定めるということになっております。国が昨年4月1日付で占用料の額を改定しておりますけれども、地価が上昇している都市部は、占用料も若干上昇しておりますけれども、地価が下がっています地方部では、占用料の額が引き下げとなっております。これによりまして、本町の影響でございますが、平成30年度当初予算に道路占用料114万9,000円を見込んでおりますが、平成29年度に比べまして98.7%となりまして、額で1万5,000円ほどの減額になる見込みでございます。

資料につきましては、85ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第26号は、社会産業常任委員会に付託します。

この際しばらく休憩をいたします。

（午後 零時 1 1 分）

---

○議長（仙海直樹） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 1 5 分）

---

◎議案第 2 7 号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更  
について

○議長（仙海直樹） 日程第27、議案第27号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第27号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの定住自立圏形成に関する協定の一部変更は、長岡地域定住自立圏の連携項目に、新たに大学設立等への支援を加えるためのものであります。

本町の役割といたしましては、大学に対する必要な財政支援を行うこと、及び地域住民の高校生に対する情報提供を行うことを定めております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

本町と長岡市との定住自立圏形成に関する協定書は、平成21年12月に締結し、その後必要により変更を行ってまいりました。このたび大学設立等の支援事業を追加するものですが、これにより期待されます効果といたしましては、進学による圏域外への流出が抑制されること、また大学の卒業生が圏域内に就職することによる労働力の確保等につながるなどが挙げられます。

以上です。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） この中に、設立等への支援ということで、aのaと小文字bになっているわけですが、大学に対する必要な財政支援を行うという一つの項目があるんですけども、これは例えば新規に対してだけなのか。この文言だけでいくと、以後の財政支援というか、そういうものも含まれるのか、しっかりとそこらのところを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） ここにございますとおり、大学設立等への支援ということで、大学に対する必要な財政的支援を行うという財政的支援を行うということでございます。具体的には、昨年度債務負担行為をいただいております長岡崇徳大学の新設に対する補助金等がこの項目に該当して行くこととなります。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 今の説明では、設立当時250で、数値的に財政支援を行うということなんですけども、後々の財政支援はしないということですか、お聞かせ願いたい。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 記載のとおり、必要な財政的支援を行うということで、現在は設立時において必要と思われる金額の財政支援を予算計上しているところでございます。

今後のことにつきましては、またその事情変更があってそれが必要と認められるようであれば、再度皆様方と協議してという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第28号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更について

○議長（仙海直樹） 日程第28、議案第28号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更につきましては、組合が実施しておりました居宅サービス事業と介護予防サービス事業を平成30年2月28日をもって廃止したことによるものであり、変更協議の要請を受けたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

寺泊老人ホーム組合では、養護老人ホーム事業に加え平成18年10月から外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業と訪問介護事業を実施してきましたが、職員体制や財政面での見直しにより、この2つの事業を平成30年2月28日をもって廃止いたしました。これに伴い、規約変更についての協議要請を受けたものであります。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号 指定管理者の指定について

議案第30号 指定管理者の指定について

○議長（仙海直樹） 日程第29、議案第29号 指定管理者の指定について、日程第30、議案第30号 指定管理者の指定について、以上議案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第29号及び第30号につきまして、関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里の管理につきましては、保健福祉センターは出雲崎町社会福祉協議会を、デイサービスセンターは中越老人福祉協会をそれぞれ指定管理者として指定しているところでありますが、本年度をもちましてその指定期間が満了いたします。

いずれの指定管理者も、当該施設を適正かつ円滑に管理し、施設の効率的かつ効果的な運営が行われておりますので、引き続いて現行の指定管理者を指定したいというものであります。

なお、指定の期間につきましては、両施設とも保健福祉関係の事業計画期間等を考慮し、3年間とし、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 議案第29号及び議案第30号について補足説明がありましたら、これを許します。  
保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

このたびの指定管理者の指定につきましては、現行の指定管理者についてモニタリングシート等による意向状況の確認並びに今回提出された指定申請書等を出雲崎町公の施設指定管理者選定委員

会において総合的に審査した結果、妥当であると判断されたものです。

議案第29号の保健福祉センターにつきましては、入浴施設を中心とした利用者の拡大に向けて、指定管理者と定期的な打ち合わせを行いながらサービス提供に努めていきます。また、議案第30号のデイサービスセンターにつきましては、通所介護サービスを中心により質の高いサービスを提供することで、さらなる利用者の拡大、確保に努めていただけるよう設置者として指導、監督を行っていきます。

補足は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第29号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ふれあいの里の設置とか管理ということで、前回もいろいろ質問しましたが、この指定管理者、これのトップのマネジメントをもっと徹底してもらいたいと思っています。

ただ、その中で具体例を言いますと、営業時間が9時から5時までになっているという中で、例えばその施設を利用して風呂入って、4時半ぐらいに上がってあそこの広がっている休憩のところで休んでいても、もう時間前に掃除をし出したり、こういうことがいいんでしょうかと。その辺は、マネジャーとしてあそこのトップにいるマネジャーがそういうことの管理を徹底させるとか、意識を持たせるとかいうことはやらないといけないと思う。本当にげた箱にも誰もいないということであれば、その辺はいいと思うんですけども、そうでないときにテレビの線は消してある。ストーブは消してある。電気は消して、何じゃ、こらということが多々ありました。ということは、皆さんウエルカムで来てください、利用してくださいと言う割には、喜ばれる体制が本当にとっているんでしょうかということを疑問に思うんです。だから、改善してください。これは、個々の作業員には言いたくない。あれはトップなんです。トップがその辺をきちんとしたマネジメントして、やっぱりCSハンドレッドパーセント、カスタムサービス100%をいかに満足させるかをその中の人同士でミーティングとってやると。例えばそういうふうの1人しか休んでいない。じゃ、この辺は切っていいですかねと一言声かけてくれる方もいます。そういう中で、やっぱりアップしていった上で指定管理者、これをきちんと決めてもらえればというふうに思いますので、その辺を要求したいところでございますが、その辺についてお話し聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 加藤議員さんのおっしゃられるとおり、住民サービス、利用者のサービスを考えた中で適切な作業を行っていきたいと思っておりますし、管理者のほうにも十分その都度その辺を徹底するように伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 先回るとき質問したら、その後利用したら、直接採用者は僕のほうに来たと。あなたに言っているんじゃないんだと。あなたに言ったら俺あなたを責めることになって、あなたを首にしろという話になり、トップのほうなんだと、その辺は、トップがマネジメントをきちんとしなきゃ、下なんか育たないんです。きちんとパトロールして、チェックするところあるのかとか、お客さんがいれば、こんにちとはたまには見て回るとか、何とかがあってもいいと思うんです。その辺を充実するように求めます。その辺いかがでしょう。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） おっしゃるとおりだと思います。管理する立場の人のほうに、十分その辺徹底するように伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今加藤議員のほうからお話ありましたけども、今回福祉関係というか大体3年、3年ということで、先ほどの委員会で一応審議されてこういうふうになったというんだけど、そのとき例えば今まで3年間やったときは、ここがどうもまずいから、こうだから、この次指定に当たってはこういうところを気をつけてくれとかいうふうな話というのは、指定管理者を決めるに当たって何かそういうふうな話は出たんでしょうか、その辺の内容をちょっと聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 副町長。

○副町長（山田正志） 実は、委員会のほう私が委員長しておりますので、委員会での意見集約というふうな部分、私のほうで答弁させていただきます。

社会福祉協議会がこの施設委託管理というふうな形から、指定管理というふうに移ってきております。ただ、その中でいろいろ先ほどからお話ありましたが、新鮮な気持ちで指定管理者と接していかなきゃいけないというふうなことで、月1遍の打ち合わせを含めまして、きょうご意見があったことを含め、日々いろんな出来事をきちんと指定管理者とやっぱり伝達して、話し合いをして、改善をしていかなきゃいけないというふうなことで、その中で意見はありました。

それと、どうしても福祉中心の施設と考えるんですけど、施設をやっぱり活性化するという意味で、いろんな手法も考えられるんじゃないかということで、これからもまた課題として管理者のほうに話をしていこうということで、これからそういう形で取り組みをさせていただくことで、いろんな意見はありました。ということで、また改善に向けてスタートしていくということでよろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今私らほとんどその3年間を任せるに当たったのことは、あまり議会では知る機会がなかったんですが、時々やっぱり例えば今回こうなったとき、自分たちはただ問題ないからまた任せるんじゃないなくて、お互いにこういうところを頑張ってくれという条件つきでこうなんだというところを言ってもらいと、ああ、なるほどなというふうな気がしますんで、今後もう

一つ次の号でデイサービスセンター等もありますけども、ただやっぱり一つのこれちょうどいい機会なんです、この切りかえのとき。このとききちんとこうだよというふうに、次また3年間こういうところを頑張って努力してくれというふうな形で、ぜひとってもらったほうがまた指定管理の方もいいだろうし、町民、町もいいかと思うんで、その辺今後いろいろこういうふうなまた指定管理委員会があるかと思うんですが、その辺をまた踏まえて今後進めていただきたいということでございます。

以上であります。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 指定管理ということですけども、先ほど補正予算の中で100万円の減額が認められましたけども、とりあえずこの指定管理を結ぶに当たってのお互いに取り決めた契約書みたいなものがあると思うんですが、この前も、先ほどの100万円の減額は、その中のどれに該当するか、わかったらちょっと一文教えてください。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 管理に関する基本協定書の中の指定管理料の支払いという項目があります。その中で、指定管理料の変更ということで、指定期間中に賃金水準または物価水準等、やむを得ない事情により当初合意された指定管理料が不相当または調整を要すると認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるという規定があります。それに基づきまして協議をいたしまして、変更を行っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 今の条文読まれただけで、頭の中にまだ半分しか入っていませんけども、これはもし何らかの不作為のものがあって経費等がかかったときには、指定管理料を増やしますよという条文じゃないんですか。例えば人件費を減らしたとか、いろいろなものを企業努力によって差益が出たとき、差益という言い方はこれ社会福祉ですから、おかしいでしょうけども、金品が残ったときには、その指定管理料を減らしますよという根拠のものではないんじゃないんでしょうか。もう一度すみません、その辺のところを説明していただけますか。

というのは、控え室戻っても議員さんみんな、指定管理は定額じゃねえんだなというのが一様な話でしたので、もう一度お願いいたします。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 先ほど補正予算の際にも、総務課長のほうから若干説明ありましたが、この保健福祉センターの指定管理料につきましては、当初予算の段階で社会福祉協議会のほうから出てきております要求書に基づいて、まず当初予算の指定管理料を要求させていただいております。当然年度を通して、その社会福祉協議会の予算のほうも変動があるわけございまして、特に今回



の補正予算に関しましては、当初の見積もりの段階と最終的な段階で事業に対する消費税の額がかなり差額が出ておりました。ということで、その中で今回100万円の減ということにさせていただいておりますけども、そういった中で、この委託基本協定書の中の指定管理料の変更の項目に従って、社会福祉協議会のほうから変更の申し出をいただいております、それに基づいて今回減額をさせていただいているという状況でございます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 過去にさかのぼってこのような指定管理料の変更、減額あるいは増額、今まで例があるのでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 本町は、指定管理を担当します総務課が回答させていただきます。

これまでも、多額の剰余が出るような場合においては、変更をして減額している例はございます。以上です。

○2番（中川正弘） それはどこですか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 保健福祉センターは、非常にそういったケースは多くなっております。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今の件なんですけども、これ今指定管理は町内にかなりいっぱいありますけども、ほかのところも指定管理料はもしこういうふうなことがあった場合、いわゆる減額とか増額とかいうことは起こり得る可能性はあるという、ことなんでしょうか。私らは、やっぱり今まで3年間なら3年間というのは、もうある程度固定しているのかなというふうに思っておったんです。今聞くと、過去にも増額とかあったというのが私らちょっと記憶忘れて申しわけなかったんですけど、そういうふうな、どういうふうにかえたらいいんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 指定管理料の選定に当たりましては、先ほどもお話しした例えば防災、消防センターのような場合で、やむを得ない事情で維持経費がかかった場合等については、ほかに指定管理者として収入がございませんので、指定管理料の変更をすることはあり得るかと思っております。そういったものを踏まえまして、先ほど保健福祉課長が示したような協定書を結んでいる、条項の中には含まれてございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 私も、確かにもう3年間とか絶対固定ということは、これは難しいと思うんです。いろいろのことがあって、それで私でも指定管理料を変更しなくて、例えば何々の修理代を増額とかいうようなことがあったんじゃないかなと思うけど、やっぱり今までもそういうふうな指定

管理料で調整していましたか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 先ほどあり得るというふうなことで申しまして、指定管理のそれぞれの債務負担からのリスク負担、こういった経費はどちらが、市が負担するというのは、協定書にうたわれているとおりでございます。ですが、やむを得ぬ事情であってそういうことがあれば、その協定が変更することはあり得るということです。ただ、実際あったのは、先ほど申しましたとおり、ふれあいの里につきましては経費が大きいございますので、そういった形の変更を適用したことはございます。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今後もしあった場合、何々を例えば備品購入費、どうしても買わなきゃだめなのがあったとか、修理代がこうだとかいう、そういう項目で予算を計上するんじゃなくて、やっぱり指定管理料の増減で調整するような形に今後なっているんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） その辺は、具体の事例によります。いわゆる町がその施設の部品または財産として保有するものについては、一般協定書の中におきましても町が購入するというふうな形に書いてございますので、そういったものは町が直接予算に計上すると思います。

あと、指定管理料に含まれている経費について、特別やむを得ない事情があった場合については、指定管理料の変更もできるという条文がございますが、それはその場にどういったケースによるかは、ケース・バイ・ケースということでご理解いただければというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第30号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号及び議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号及び議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第30号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第31号 指定管理者の指定について

○議長（仙海直樹） 日程第31、議案第31号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程いたしました議案第31号につきましてご説明を申し上げます。

ホッと情報館陽だまりにつきましては、ホッと情報館陽だまり管理協議会を指定管理者として指定のところでありますが、本年度をもちましてその指定期間が満了いたします。

現行の指定管理者は、当該施設を適正かつ円滑に管理し、施設の効率的かつ効果的な運営が行われておりますので、引き続いて現行の指定管理者を指定いたしたいと思っております。

なお、指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年の3月31日までとするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） この際しばらく休憩をいたします。

(午後 1時43分)

---

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時46分)

---

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 議案第31号につきまして、補足説明をさせていただきます。

現行の指定管理者につきましては、地域をよく知る方々をお願いをしております。今回提出されました指定申請書などを出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会におきまして総合的に審査した結果、妥当であると判断されたものです。誰もが気軽に立ち寄れる、明るく、優しい施設運営をしていただいておりますし、JR出雲崎駅前に立地する出雲崎の玄関口として役割を安定的に果たしております。また、平成28年9月から、情報誌「ホッとニュース」を毎月発行していただきまして、平成30年2月までで18号になりました。企画展示のお知らせなどを情報発信していただいております。平成29年度におきまして、企画展示では2階フロアで絵画、書画、写真などの展示を通年にわたり約9回実施いたしましたし、1階フロアでも俳句、書画、絵画、手芸作品などを展示していただいております。

以上の状況から、指定管理期間を3年から5年に延長させても差し支えないというふうに判断をさせていただきました。今後は、良寛記念館や妻入り会館、天領の里との連携強化を図り、観光の拠点施設としてお客様から喜ばれる施設運営に努めていただくよう要望をしております。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 今産業観光課長のほうから活動について、活発な活動していただいているのを私もわかっているし、町の今までの船まちづくりだとか、町の今までの町並み写真集、いろいろやっていただいております。このこういうことの中で、指定期間が5年ということですので、マンネリにならないような形で情報発信、これを続けていただきたいと。いうことを強く望んでやっぱりやっていただきたいということで、だんだんマンネリになってくると、もう決まったこと、決まったことになるということと、今言われたように妻入り、天領、良寛記念館、この辺の情報を今のいい情報のもとでプラスになるような形で力を入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 加藤議員さんからいただいた意見も、指定管理者のほうにお伝えしま

して、またよりマンネリ化等のないように努めるようにしていきたいと思っております。

ちなみに、電気自転車の活用につきましても、どうしたらどんどん活用してもらえるかというふうなのを皆さんで考えていただいて、去年よりことし、ことしより来年というようなことも会議の中で意見がどんどん出てきているというような状況ですので、またその辺も踏まえまして、どんどん活動していただけるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 私も、陽だまり館の上をよく寄せてもらいまして、あそこで一休みしたりとか、あそこでチラシがあるんで、あそこを見たりとかいうふうな形でいろいろイベントもやっておられるんで、非常に一生懸命やっておられるなと思うんですが、もう一つあそこ休憩とか、今課長のほうからお話ありましたが、観光の案内所的な要素も非常に多いんで、そういう実は地元の方はあの建物がどういう建物で、中はどういうふうか大体わかりますけども、出雲崎駅へぽつと降りて外部から来られた方は、あの建物が中がちょっと見えないんです。だから、格子のあたりをもう少し何か工夫されて、例えば町外から出雲崎駅降りてこれからどうしたらいいかなと思うとき、ぽつと中が見えて、ああ、あそこへ行けばわかるんだとか、そんなのが工夫されたほうが、せっかくいい施設があるんで、いかに利用するかとなると、やっぱり特に町外の方から大いにすぐそばにああいうのがあって助かったいねというふうなのが大事かと思うんで、その辺どんななんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） そのお話も、前からいただいておりまして、この29年度の予算で看板を設置しようということで、当初予算で盛らせていただきました。3月でもう終わりなんですけども、看板につきまして、その委員会のほうにどういうふうな形でつけたらいいか考えてほしいということで、年度当初にちょっと投げたという感じでいたんですけども、向こうのほうでなかなかその話し合いをしていなかったみたいなんですけど、それがようやく進みまして、案が決まりまして、デザインの案は私のほうにいただいたんで、それを看板を発注をさせていただいて、3月20日前後ぐらいに設置する予定に今のところなっていますので、案内所というようなものを表面とあと壁際のところに2カ所設置する予定になっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） そういうふうな看板という話出ましたし、と同時にもう少し中へ入りやすいとか、本当に中がわからないんです。これから暖かくなると、真ん中の戸をあけたりと、中もわかりますけど、今冷暖房のときはもう全部締め切っておりますから、本当に駅のあたりから見ても中はよくわからないんです。だから、もう少し中もわかる、ああ、誰かが、人がおられるんだとかいうような形で気軽に入って、もう少しもっともっと利用しやすいような形をぜひまたこの協議

会の方と話し合われて、その辺もちょっとやっていただきたいなと思います。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号 平成30年度出雲崎町一般会計予算について

議案第33号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第34号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第35号 平成30年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第36号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第37号 平成30年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算  
について

議案第38号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第39号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第40号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（仙海直樹） 日程第32、議案第32号 平成30年度出雲崎町一般会計予算について、日程第33、議案第33号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第34、議案第34号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第35、議案第35号 平成30年度出雲

崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第36、議案第36号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第37、議案第37号 平成30年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第38、議案第38号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第39、議案第39号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第40、議案第40号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題といたします。

ここで、ただいま上程されました平成30年度当初予算各会計の審議にあたり、町長から平成30年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 本日、ここに平成30年の3月町議会定例会を迎えまして、平成30年度の予算を始めとする諸議案をご審議いただくにあたりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

さて、過ぎし年は、昭和32年6月旧出雲崎町と旧西越村が合併をいたしまして、新生出雲崎町が誕生してから60周年、さらに良寛さんのご縁で福島県柳津町と姉妹都市提携を結び30周年を迎えた年でもあります。また、天皇陛下が生前退位のお気持ちを表明され、平成31年の4月30日に退位をされることが閣議決定をされました。まさに時代の節目を感じる年となったところでございます。

また、冬の祭典平昌オリンピックも去る2月25日、17日間の熱戦に幕がおりまして、日本は金銀銅合わせまして13個のメダルを獲得、長野オリンピックを超えた大活躍は私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。逆境に動ぜず失敗をばねに一糸乱れぬチームワーク、勝者としておごらず、惜しくも敗れた選手に「あなたを尊敬しています」と声をかける友情・人間性。大きな教訓を残したオリンピックでもありました。

そのような中、経済再生と財政健全化の両立を目指す平成30年度の政府予算案は、一般会計総額97兆7,128億円が2月28日衆議院を通過、舞台は参議院に移りまして、年度内成立が確実となりました。全ての国民がより安心安全希望が身近のものとして共有し、人々が可能性を存分に開花することに期待をいたすものであります。あわせまして、2月1日には、人づくり革命、生産性革命や防災・減災等対策等を盛り込んだ平成29年度補正予算が成立をし、本町におきましても、前倒しで、事業費配分を受けております。

また、県におきましても、平成30年度予算案が2月14日に発表されまして、人口減少に歯どめをかけ、安全で暮らしやすく魅力とにぎわいのある豊かな新潟県を目指し、前年度に比べまして1.2%減の1兆2,392億円となっており、現在、県議会で審議をされているところであります。

くしくも明治維新150年という時代の大きな節目に、このように国・県とも、新たな時代に向けた大きな動きのある中で、本町も町村合併60周年を超え、新たな維新と心得ております。

「維新とは絶えざる創造」という細心にして大胆、ひたむきに前進あるのみ。絶えず改革変化を求めながら、引き続き地方創生に向けた総合戦略事業を初め、「子は宝」多世代交流館の開設、松本ひがし団地の造成等、千里の道も一歩から維新に学び、原点に立ち返り取り組んでまいりる所存でございます。

平成30年度の予算編成の最重点施策につきまして述べさせていただきますが、4年目を迎える「出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、今年度ようやくソフト、ハードの両輪がそろい、大きく前進していくところでございます。町民一人一人が可能性を存分に開花できる地域の実現に向け、行政といたしましても「地域政策室」「こども未来室」の2室を新設する機構改革を行いまして、体制を整えた上で、次の2項目を最重点施策として掲げましたので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

さらなる定住人口のアップでございますが、子供を柱として、多世代や他地域の人たちがかかわり集い交流する場として「子は宝」多世代交流館建設を開設いたしまして、子育てのしやすい町として選ばれる環境づくりを進めてまいります。

また、定住者の受け皿といたしまして、新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業とタイアップしながら松本みなみ団地の販売と空き地の利用活用を促進するとともに、松本ひがし団地の造成工事と分譲に向け準備を進め、若者世代の定住促進を図ってまいりたいと思います。

さらなる交流人口のアップでございますが、交流人口アップを目指しまして、「釜谷梅」や「出雲崎漁港の地魚」といったブランド力をもとに「出雲崎まるごとオーナー制度」をスタートさせましたが、次なるステップといたしまして、外部人材を1カ月程度受け入れ、地域活動を実践してもらう「短期移住体験」を実施してまいります。

さらに、本町の持つ資源を磨き上げ、この魅力を最大限に発信するために、大都市圏での積極的なシティセールスを展開してまいります。

また、地方創生推進交付金を活用いたしまして、マスメディア等活用情報発信事業、良寛記念館魅力度アップ事業等も展開してまいります。

平成30年の主要の施策の概要につきまして述べさせていただきますが、まず健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり、申し上げておりますように、「子は宝」多世代交流館に保健師、看護師、保育士等専門職員を配置いたしまして、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供する体制を構築した中で、安心して子育てができる総合的な相談支援を提供していきます。

総合戦略事業といたしまして、未就学児に対する発達支援事業、育児のスキルトレーニング事業、妊産婦の医療費全額助成、新生児の聴覚検査費助成、助産師による産前産後における相談窓口開設を継続し、子育て支援の充実に努めてまいります。

本町に在住する障害者及びその家族が身近な地域で、日常生活でのお困り感等に関する相談ができるよう引き続き相談支援事業所の運営を支援してまいります。



障害者が地域で自立した生活を送るため、就労に必要な訓練の場として、就労継続支援B型等サービスの充実も図ってまいります。

また、高齢者が在宅におきましても安心して生活できるよう、緊急通報体制の整備、寝たきり老人等介護手当の支給、紙おむつ等の支給、福祉タクシー券の支給等の支援を行います。

また、運動指導士が常駐して指導する筋力アップを目的とした、介護予防事業を実施し、高齢者の身体的向上と運動習慣の定着を図ってまいります。

町内の介護施設における深刻な介護職員不足を解消するために、介護職員等、新たに採用する者に就職支援金を支給する事業所に補助金を交付してまいります。

小学校就学前3歳～5歳児の子供たちの健全育成のため、子ども育成支援金を交付いたします。

保育料の軽減措置を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子供の医療費助成は、入院・通院費とも高等学校卒業まで引き続き助成します。また、子育て支援として乳児おむつ等を支給してまいります。

保健福祉総合センターの大広間をLED照明に改修しまして、節電効果と室内環境の改善を図ってまいります。

胃がん検診は、従来のレントゲン撮影に加えまして、ハイリスク検査を継続し、疾病の早期発見に努めてまいります。

予防接種は、引き続き、町独自で妊婦・子供のインフルエンザ、おたふくかぜ等々の助成を行うとともに、1歳未満の乳児のロタウイルス接種費用の助成も行っています。

国民健康保険事業は、新たに県が財政運営の責任主体となりまして、安定的な財政運営のもとで、地域におけるきめ細かい事業を実施していきます。

介護保険事業は、介護予防・日常生活支援総合事業を継続し、介護予防や生活支援のニーズに応え、町独自のサービスを提供してまいります。

安全で快適な美しい環境のまちづくりでございますが、松本みなみ団地の残り2区画は引き続き販売促進をいたしますとともに、松本ひがし団地20区画の分譲開始に向けて工事を進めてまいります。さらなる定住人口の増加を図ってまいります。

また、定期バス路線の維持支援とともに、減便による利用者の交通機関の確保のために、タクシーによる代替試験運行も行います。

国道352号の展望坂の拡幅事業は、町といたしましても事業主体である県とともに、早期の工事着手に向けまして関係する方々の調整に努めてまいります。

町道の新設改良、舗装事業は、二次改良を中心といたしまして、町内9路線において実施し、生活道路の改善と安全性の向上に努めてまいります。

豊橋排水路整備や立石川及び小釜谷川の改修を行いまして、雨水対策を図ってまいります。

定住人口の増加を目的といたしました新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業によりま

して、若者世代の住宅取得費用等を支援してまいります。

木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に対する補助を継続してまいります。町民の皆さんの生命、財産の安全を図ってまいりたいと思います。

土砂災害特別警戒区域内の住宅の増改築等に対しまして、構造耐力上の安全性を確保するため補強費用の一部を助成してまいります。

がけ地崩壊等の危険性がある住宅の移転を促進するため、新たに住宅を新築・購入する者に対しましては、その費用の一部を助成してまいります。

また、沢田地内の町の持っております土地に第2分団第1部の新しい消防詰所を整備し、さらなる消防機能の強化を図ってまいります。

防災訓練等を通して、自助・共助の防災意識の向上を図り、津波における避難路等を引き続き整備してまいります。

65歳以上の高齢者のみの世帯に消火器の設置の助成を行い、火災発生時における初期消火の強化を図ってまいります。

活気・活力に満ちた産業のまちづくりでございますが、被害が拡大しているイノシシによる水稻被害を防ぐため、有害駆除を充実した内容で猟友会に委託します。

農家の増収による担い手確保を図るため、市場ニーズが高く供給不足な業務用米の「あきだわら」とか「ゆきん子舞」の作付によりまして、コシヒカリとの収益比較の実証を行いながら、中山間地農業の生き残りをかけたモデル事業を検討してまいります。

大変好評なまるごとオーナー制度は継続実施いたしまして、釜谷梅やコシヒカリの収穫体験、美食めぐりへの参加等による出雲崎の魅力度アップを図ってまいります。

海岸地区と釜谷地区に外部人材を1カ月程度受け入れ、地域活動を実践してもらう「短期移住体験」を実施します。

出雲崎米の高品質安定生産を維持するため、出雲崎地区ライスセンターの火力乾燥装置の更新等の機能強化事業に対して補助も行ってまいります。

八手地区の県営中山間地域総合整備事業稲川工区の面整備工事、全工区です。全工区の換地業務及び各種調査業務等を実施してまいります。

地籍調査は、沢田第2計画区及び藤巻第1計画区、藤巻第2計画区も委託します。

林道は、小竹稲川線及び船橋田中線の舗装工事を行い、地域林業の振興と適切な森林整備に努めてまいります。

地方創生推進交付金事業によりますところのテレビ・ラジオ等のメディアを有効に活用し、県内外に向けて、出雲崎の観光資源・魅力を積極的に発信し、季節観光から通年観光への転換を図ってまいります。

大都市圏でのシティセールスの展開といたしまして、東京ドーム「巨人戦」での「ワンデースポ

ンサー」となりまして、積極的な町のPRを図ります。

滝谷薬師堂の駐車場整備工事及び井鼻海水浴場第1・第2駐車場整備工事を行い、利用者の利便性を図ってまいります。

毎年好評である出雲崎「美食」街めぐり・潮風ドリー夢カーニバル・出雲崎ストリートジャズの開催費等も助成してまいります。

「きずな」にかわりまして実施いたしましたところの「汐風食堂」は、来場者からさらに楽しんでいただけるように改良しながら、出雲崎の米や魚といった「食」を強く町外にアピールしてまいります。

観光拠点施設である天領の里につきましては、経年劣化によるロビー棟及び展示棟の屋上防水シートを改修し、施設の計画的な維持と観光客の利便性の向上を図ってまいります。

さらに、夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくりでございますが、若者の定住促進を図るため、新規学卒者で地元就職した方々に対しまして、奨学金返還額を一部助成します。

高等学校に通学する生徒の通学費の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図ってまいります。

小中学生、一般住民を対象にいたしましたところの文化芸術鑑賞会及び教育講演会を引き続き実施し、子供たちの情操教育の向上を図るとともに、小中学生に対する外国人指導者等の活用を行いながら、英語教育の充実を図ってまいります。

また、老朽化した中学校のキュービクルを更新いたしまして、平成29年度国の補正予算による空調施設の改修とあわせまして、生徒の教育環境の改善を図ってまいります。

小学校の通学バス運行事業は、安全・安心な通学を確保するため、引き続き町所有バスと委託バスを併用しながら実施するほか、学校の総合学習や部活動、クラブ活動等にも有効活用を図ってまいります。

妻入り会館の駐車場を拡張し、利用者の利便性と誘客力の向上を図ってまいります。

放課後に希望する児童に対する学びの場を提供する「放課後子ども教室」を実施するほか、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」を小学校で実施をしてまいります。

八手地区圃場整備事業の実施に当たりまして、引き続き埋蔵文化財の発掘調査業務を委託します。

地方創生推進交付金事業によりますところの良寛記念館の魅力度アップを図るため、通年での誘客イベントや地域交流事業を展開し、広く県内外にPRを行います。

良寛記念館の庭園エリアのバリアフリー化も進めながら遊歩道整備を行いまして、利用者の利便性と誘客力の向上を図ってまいります。

町民野球場の両翼ベンチ及び本部席の経年劣化した外壁を改修することによりまして、施設の美化及び長寿命化を図ってまいります。

町民と協働で築くまちづくりでございますが、姉妹都市柳津町との文化交流を促進するため、日帰りの柳津町探訪ツアー等も実施してまいります。婚活事業は、既存の新潟市結婚相談所の入会金等の一部負担に加えまして、新たに長岡市の結婚相談所及び県が委託する婚活マッチングシステムの入会金等の一部を負担するとともに、会員継続に係る費用を一部負担し、利用者の利便性及び継続性の向上に努めてまいります。

若者の定住、地元での就職の促進を目的にいたしました、ふるさと就職支援商品券助成事業によりまして、通勤や日常生活の支援を行ってまいります。

地域づくり活動を進めるための集落や団体に対しまして交付する、地域づくり推進事業補助金制度の周知を図り、地域活動への有効活用を図ります。

今後も、職員定数の適正化を図りながら、行政の効率化に努め、財政の健全化を図るとともに、各種研修への参加による能力開発、また、町民の立場になり、ぬくもりのある行政サービスを実施してまいります。

なお、平成30年度の主要施策の項目につきましては、平成29年度補正予算を受けて、新年度に事業を繰り越すものも含んでおりますが、年度当初からの迅速な事業着手に努めます。

新年度予算の全体的な総括でございますが、以上申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程いたします。

一般会計では、32億6,000万円、前年度比4.7%減を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業5億5,340万円、前年度比11.5%減、介護保険事業6億7,900万円、前年度比0.3%減、後期高齢者医療6,070万円、前年度比8.6%増、簡易水道事業1億7,620万円、前年度比6.0%増、特定地域生活排水処理事業1,350万円、前年度比6.9%減、農業集落排水事業1億3,110万円、前年度比17.6%増、下水道事業1億6,060万円、前年度比17.9%減、住宅用地造成事業2,190万円、前年度比24.2%減。

以上、特別会計の合計では、前年度比で4.4%減の17億9,640万円を計上いたしました。

一般会計と特別会計との合計では、対前年度比4.6%減の50億5,640万円となっております。

結びではございますが、内外ともに、社会経済情勢は時刻々と変化しておりまして、まさに維新前夜、混迷と不安の先に、新しい時代のドラマを予感しております。

これまでも厳しい財政状況の中、勇気と決断をもって柔軟に対応し、行財政改革やまちづくりを進めてまいりました。新生出雲崎町誕生60年を超え、先人が幾多の試練や苦難を粒々辛苦克服され、耕されたこの町で、町民一人一人が可能性を十分に開花できるよう、リーダーシップを発揮し、全身全霊を傾注し真心を持って町政運営を進めてまいりますので、議会並びに町民各位の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。平成30年度の施政方針といたします。

○議長（仙海直樹） ただいまの町長の施政方針により議案第32号から議案第40号まで、議案9件の

提出者の説明を終わります。

補足説明を行う前に、この際しばらく休憩をいたします。

(午後 2時20分)

---

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時30分)

---

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第32号について。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 平成30年度の一般会計予算につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

今ほど町長のほうの施政方針のとおりでございます。その概要につきまして、議会資料といたしまして当初予算案の概要、それと主要事務事業一覧を提出させていただいておりますので、ご参考にご覧いただければと思います。

それでは、予算書につきまして説明をさせていただきます。予算書をお開きください。まず、予算書1ページでございます。1ページの第1条には、歳入歳出予算の総額を定めてございます。平成30年度当初予算の総額は32億6,000万円でございます。前年度に比較しまして1億6,000万円の減、4.7%の減ということでございます。

第2条は、地方債を定めてございます。30年度の起債限度額は2億2,940万円で、前年度よりも1億7,340万円、43.0%低くなってございます。

第3条は一時借入金です。一時借入金として当該年度に借入できる最高額は6億円ということで、これは同額となっております。

第4条は、歳出予算の流用についてでございます。ご覧のとおりの内容です。

それでは、予算書で説明させていただきます。初めに、歳出予算から説明いたします。ページでいきますと、35ページお開きいただけますでしょうか。35ページから歳出予算になります。第1款議会費、これは省略させていただきます。

続きまして、36ページをお願いいたします。第2款総務費でございます。1目の一般管理費、こちらのほうには特別、町長、副町長、それと総務関係職員13人の人件費等が計上されております。

次、38ページをお願いいたします。13節委託料の中で、大きな数字といたしまして、中ほどに当直業務委託料がございます。これは役場の宿日直業務で、宿日直各2人ずつを配置する業務を委託している委託費でございます。委託費の一番下のほうに、人事給与システム導入設定委託料、これは新規に出てきておりますが、31年度からの人事給与の電算化に向けてのシステム導入ということで

ございます。現在は、給与のみ電算化になってございますが、この人事給与一体の電算化とするものでございます。

次、39ページです。2目文書広報費、1節の報酬でございますが、これ行政区長報酬で、基本額と世帯割額を合算した形での算定で、各行政区のほうに報酬としてお支払いをしております。8節の報償費は、科目整理でございまして、これまで戸籍住民基本台帳費のほうに計上してございましたが、こちらの目に組み替えております。13節委託料、下のほうで人権教育啓発推進計画策定業務委託料がございまして、これは、29年度にアンケート調査を実施して、30年度に同計画を策定したいというもので予算を計上してございます。

次のページ、40ページお願いいたします。3目の財政管理費でございまして、こちら増えておりますが、これは13節の委託料、これも科目整理の関係でございまして、5目のほうから財務諸表作成支援業務をこちらのほうに組み替えております。地方公営会計の統一基準、いわゆる財務4票、この作成支援を行う委託業務の経費でございまして。

それと、下のほうが5目で財産管理費になります。

次の42ページお願いいたします。42ページの15節工事請負費です。旧青山邸でございまして、その台所を改修するというもので、シンク、ガス台等を交換して学生等の利用にも供したいというものでございます。

その下、7目の企画費です。8節報償費、ふるさと納税の謝礼、これが大きく伸びてございます。今年度かなり寄附が受けたものですが、さとふるに委託している分、それと町が直接寄附を受ける分に関する謝礼です。おおむね返礼率は、当初30%程度の返礼率で謝礼をお返ししております。

下の43ページ、19節負担金補助関係です。ちょうど中ほどになりますが、町地方バス路線運行費補助金、これは車庫から大寺線、それと車庫から出雲崎駅線、この2路線に対する町の単独補助金。その下の生活交通確保対策補助金、これは車庫から柏崎線、これは県の2分の1の補助が入ってございますが、そちらに関するものでございます。その下に、町生活交通確保対策補助金を計上してございます。こちらのほうは、車庫から駅の間廃止される時刻にタクシーによる代替運行をすると。それに要する経費となってございます。こちら事業一覧のほうに詳細が記載されてございますので、参照していただきたいと思っております。その下の地域づくり推進事業費補助金です。各集落が行う地方づくり事業に対する補助金で、当初は8団体程度を見込んでおります。一番下に、長岡崇徳大学新設支援事業補助金ということでございまして、31年4月開学になってございまして、先ほどご審議をいただきました議案第27号の関連議案で資料が用意してございます。

次の44ページをお願いいたします。積立金です。ふるさと出雲崎応援基金積み立てで、昨年度よりも若干多目の500万円を当初一応仮に置きをさせていただきました。

次の8目の情報管理費です。これは、今年度から情報関係の経費につきまして新たに目を企画費から移して、こちらの目で情報管理関係をまとめさせていただきました。新設となります。内容に

つきましては、主に13節の委託費の中にございますが、移管したもののほかに新たなものといたしましては、下のほうに情報システム支援業務委託料というものがございます。今後情報システムを構築する際、また新たな情報システムを選定等する場合の技術的支援を専門家からアドバイス受けたいというふうなことで、かなり技術が日々向上しておりますので、専門家の派遣も受けた中での委託業務ということでございます。以下の情報セキュリティ・特定個人情報取扱い研修実施業務から次のページの4項目まで、特定個人情報取扱い運用マニュアルまでのこの4項目でございますが、これは国の個人情報保護委員会で定められた4業務を行うというものでございまして、この4業務につきましても、4業務を行うための委託料となっております。

次、46ページをお願いいたします。10目の防犯対策費、11節需用費の中に、防犯灯設置料がございました。これも、昨年度に比べて大きく伸びたところでございますが、議員さんからもいろいろご指摘をいただいている中学生等の通学に暗い路線、その辺の照明灯の設置に要する経費というふうなことで、今年度多く見込んでおります。

その次、48ページをお願いいたします。48ページは、税金の賦課徴収にかかわるものでございます。その中の13節委託料です。こちらのほうの当初予算計上額がそれぞれ若干ずつ増加しているかと思えます。これは、元号改正が見込まれますので、そのシステム関係の係る業務が加わる関係で、委託料が増加しているという内容になってございます。次、49ページ下のほうです。戸籍住民基本台帳費です。新たなものといたしましては7節賃金、窓口業務用の臨時職員の賃金を計上させていただきました。

次は、51ページをお願いいたします。選挙費関係です。2目で新潟県議会議員一般選挙費を計上いたしました。31年の4月に執行される予定になるかと思えますが、その準備に係る経費が必要となりますので、所要の額を計上してございます。

しばらく飛ばしました、54ページまで送っていただけますでしょうか。54ページからが民生費となります。最も予算が多く張りついているところでございますが、民生費関係です。1目社会福祉総務費です。ここで大きく伸びていますのが19節の負担金補助及び交付金の中の町社会福祉協議会補助金、こちらが500万弱増加しております。社会福祉協議会に新採用の職員1人増員というふうなことで、社会福祉業務の充実に当たるということで、その人件費分の補助金が増加となっております。

次、55ページ、障害者福祉費関係です。新規のものとして7目の賃金、障害者の相談業務に当たる相談員を早い時期に設置したいというふうなことで、当初予算に計上させていただきました。また、13節委託料の中では、これはこれまでも行っておりますが、一般相談業務の業務に当たる相談支援業務の委託料が中ほどに計上してございます。

次、56ページをお願いいたします。20節の扶助費です。まず、1番目の県重度心身障害者医療費助成、これは例年計上させていただいておりますが、医療費の助成に当たるもので、金額が大きく

なっております。ずっと下のほうで、障害福祉サービス費でございます。1億6,700万と非常に大きな金額でございますが、これは例年補正して追加をしている状況もございまして、今年当初から見込みまして、若干多く計上させていただいております。就労移行等の増加が見込まれるというふうな理由によるものでございます。

それと、その下の57ページ、国民健康保険事務費です。繰出金が減額となっております。これは、新年度から国保財政の広域化に伴いまして、当町の法定外繰り出し、昨年度は当初から計上してございましたが、今年度は法定外繰り出しを計上しないということで、皆減した関係で減となっております。

次、58ページをお願いいたします。中ほどの保健福祉総合センター管理費でございます。今ほど議案29、30号でいろいろご指摘をいただいたところでございますが、指定管理料、委託料の中で計上してございます。それと、15節の工事請負費です。2つ予定しております。1つは駐車場の舗装工事、駐車場が陥没している箇所が、全体に陥没しておりまして、その補修をするもの。それと大広間、それをLEDの照明にかえたいと思います。いずれの工事も、ちょっと経費的に単年度では難しいので、2カ年に分けて整備をしたいというふうなことで予算計上しております。

その次、9目の保健福祉事業費です。7節賃金、高齢者パワーアップ事業従事者賃金入れてございます。これも、詳細な内容につきましては事業一覧をご覧いただければと思いますが、今年度は町が直接行うということで、月曜日から金曜日午前中、パワーアップ事業を開催したいというものでございます。

次、59ページの委託料です。大きなものとしたしましては、中ほどに地域コミュニティセンター事業委託料がございまして、これは、社会福祉協議会に委託して実施しているものですが、生きがいデイサービス、あるいは各地区のサロン、そういった事業で高齢者の方のサービスに供する事業を委託している事業費でございます。

次のページ、60ページをお願いいたします。20節の扶助費関係です。紙おむつ等支給、寝たきり老人等の介護手当、高齢者福祉タクシー等、いずれも町の単独事業として実施している経費をここに計上してございます。それぞれ所要の額を見込んだ上で予算計上させていただきました。

次、61ページをお願いいたします。ここから児童福祉費になります。その中の2目児童措置費になります。ここでは、主に保育園に対する実施保育委託料、13節委託料になりますが、これはいずれも増えております。園児数が増加したというふうなことから、両保育園でも増加していると。全体で増加しているというものでございます。

次のページ、62ページをお願いいたします。19節、補助金、負担金です。2段目の町保育所通園バス運行事業補助金から延長保育の補助金まで、保育園が行うそれぞれの事業に対する補助金が計上してございます。次の20節の扶助費、これは児童手当です。これは、法律に基づく経費が計上しているものでございます。



その下の次の次の4目の放課後児童健全育成事業費がございます。これは、平成30年度から所管は教育課で行うこととして、現在小学校で開設をしておりますが、子ども教室と一体として学校で行うというふうなことで、必要な経費が計上してございます。

それと、その次が今年度の新たな新設されるものですが、5目多世代交流館事業費でございます。こちらも、事業一覧で説明資料がつけてございますので、ご覧いただきたいと思いますが、最も大きなものとしたしましては7節の賃金、ここには看護師、保育士等の専門職を配置するというふうなことで、賃金が必要な額で計上されているものでございます。事業概要をご覧いただきたいと思っております。

その次、65ページ、こちらをお願いします。こちらからは衛生費になります。衛生費の主なものとしたしましては、66ページお願いいたします。66ページの下の方に、20節扶助費がございます。この中で、紙おむつ等の支給、これは町単独事業でございます。その次の次に子ども医療費助成がございます。本町は、ゼロ歳から高校生までの通院または入院の医療費の助成を行っている、それに要する経費を計上してございます。次の予防接種は、定期予防接種に係る事業費の計上している科目です。

3目保健師設置費につきましては、今年度同様4人の保健師を配置するという事で計画しております。

その次の4目の健康増進費です。これは、健康診査等町民の健康増進に係る経費がこの目に計上されているものでございます。がん検診等も、こちらのほうに含まれます。

次の69ページをお願いします。5目の環境衛生費です。こちら、13節委託料になります。資源ごみ分別回収委託料、それと同じく資源ごみの処理委託料がございます。こちらが大きな経費となっております。一番下の斎場事務委託料、これは長岡市へ委託している事務に係る委託料となります。

次のページをお願いいたします。70ページになります。2項の清掃費です。1目塵芥処理費、こちら13節一般ごみの収集運搬委託料がこちらに計上されております。

その次のページになりますが、廃棄物処理事務委託料、ごみと最終処分場の委託料がございます。これも、長岡市に委託している内容となっております。

その次の目のし尿処理費、こちらの委託料、廃棄物処理事務委託料、し尿処理、これも長岡市に委託している事業費で、長岡市から示された額を計上してございます。

次の5款からが労働費になります。次、72ページをお願いいたします。労働費の中の15節工事請負費です。今年度小木之城駅の駐車場の舗装工事、29年度に用地買収してございますが、舗装工事を新年度に行うこととしております。それと、19節負担金補助関係ですが、地元にお住まいいただいた方への商品券ということで、ふるさと就職支援商品券利用助成金、こちら事業の説明がございますので、そちらのほうをご覧いただければと思います。

その次が6款農林水産業費になります。少しめくっていただきまして、75ページお願いいたします。委託料です。下のほうに中山間地域きりぎり米づくりモデル事業委託料、それと出雲崎移住体験事業委託料が計上されてございます。こちら、事業説明がございまして、事業一覧をご覧いただきたいと思っております。19節負担金補助です。中ほどに出雲崎まるごとオーナー実行委員会負担金がございまして、釜谷梅、美食街めぐり等の交流人口を増やすために、そういった事業に参加する実行委員会に対する負担金となっております。その下の下に、町鳥獣被害防止対策協議会負担金がございまして、今年度新たにイノシシ捕獲活動費の助成を追加している関係で事業費が増えてございます。こちら、事業一覧がございまして、そちらでご確認いただきたいと思っております。

次、76ページをお願いいたします。真ん中よりちょっと下のほうに、出雲崎地区ライスセンター高品質米安定生産対策事業補助金がございまして、火力乾燥機装置の更新になるのが20%補助です。これも、事業一覧に詳細が記載されてございますので、ご覧ください。では続きまして、その下の中山間地域等直接支払交付金です。これは、13地区で協定が結ばれておりまして、対象面積125ヘクタールです。その下の環境保全型農業直接支払交付金、こちらは2組織、70ヘクタールが対象となったものに対する交付金となります。

その次が4目が農地費になります。78ページをお願いいたします。上から2つ目に、県営中山間地域総合整備事業負担金（八手地区）がございまして、昨年の当初予算と比べますと、2,600万円程度少なくなっておりますが、これは国の補正予算が加わって繰越事業がございまして、実質的には同じ規模のものとなります。その下の乙茂用水機場ポンプ修繕事業から豊橋までは、町の単独補助になります。いずれも、事業費の30%を事業主体に補助するものです。一番下が多面的機能支払い交付金になりまして、18組織で取り組んでおります。これは国、県の補助金が入った事業です。

下の79ページです。6目が地籍調査費になります。委託料のところ記載のとおり、今年度沢田、藤巻地区の地籍調査業務を実施するというふうなことで、当初予算に計上してあります。

続きまして、81ページお願いいたします。こちらは林業費になります。林業振興費ということで、主要なものとしたしましては、15節工事請負費がございまして、県単林道工事で小竹稲川線等が予定しております。これも、事業一覧がございまして、そちら、それと図面等をご確認いただきたいと思っております。

次、ページをめくっていただきまして、83ページをお願いいたします。水産振興費関係です。その負担補助の中で、一番下のほうの町漁協倉庫改修等事業費補助金、これは新規にございまして、漁協の倉庫改修に対して50%を補助したいというふうなことで、当初に計上させていただきました。

2目の漁港費です。大きなものとしたしましては13節委託料です。海浜クリーン作戦委託料です。年2回実施、80%の補助を受けて行う事業となっております。

次、84ページをお願いいたします。商工費関係がございまして、2目の商工業振興費、主要なものとしたしましては、19節負担金補助がございまして、その2段目と3番目が町の商工会に対する定額

の補助金です。運営費補助金、それと下のほうが町の特産品のPR等の活動に対する補助金ということで計上をさせていただいております。

次は、観光費になります。86ページをお願いいたします。86ページ、委託料になります。この一番下のほうに、マスメディア等活用情報発信事業委託料を計上させていただきます。地方創生推進交付金事業に当たるものでございますが、こちら事業内容事業一覧がございますので、そちらで内容をご確認いただきたいと思っております。

次の87ページをお願いいたします。負担金補助でございます。こちら、いずれも町の単独補助で、それぞれを実施する団体に対する補助です。「美食」めぐり実行委員会、船まつり協賛会、汐風ドリリー夢カーニバル実行委員会、汐風食堂実行委員会、いずれもここにある経費を町の単独費として、負担金として計上してございます。

次、88ページをお願いいたします。この負担金のずっと続きです。一番最後のほうに、東京ドーム巨人戦「ワンデースポンサー」負担金がございます。これは、今年度の新規事業で、巨人戦で出雲崎町をPRしてこようというものでございまして、これも資料に詳しく添付してございますので、そちらをご参考にしていただければと思っております。

4目の天領の里管理費です。15節工事請負費です。これも、継続事業として実施しておりますが、いわゆる防水改修工事、ことしロビー棟と展示室棟、この防水工事を行うというものと、外壁が剥離してきております。その修繕工事もここで行うというものでございます。これらの財源に当たりましては、天領の里の事業運営基金を充てております。

次、89ページをお願いします。8款土木費になります。ずっと行きます、土木費の92ページをお願いいたします。道路橋りょう費の中の道路維持費です。13節委託料、ことしは大雪で何度か補正させていただきましたが、当初予算といたしましては、例年同様1,100万除雪委託料を計上させていただきました。その下の15節工事請負費です。町道維持修繕工事、これは小木相田線ほか8路線の修繕工事費が計上されております。

次の3目の道路新設改良費です。委託料、工事請負費、公有財産購入費、一連のものでございますが、ここに記載してある路線、これを今年度新設、改良、舗装の工事を実施したいというものでございます。こちらのほうも、資料が添付してございます。そちらのほうで詳細をご確認いただきたいと思っております。

次のページ、94ページをお願いいたします。94ページ、5目で排水路費がございます。今年度当初に予定しております排水路の工事、15節工事請負費ですが、豊橋排水路を当初予算に計上いたしました。

次の3項が河川費です。河川総務費の中の15節、95ページの工事請負費になりますが、これは立石川と小釜谷川の河川改修を予定しております。

そして、ページを進んでいただきまして、96ページ、97ページになりますが、3目住宅環境整備

費になります。この19節負担金補助及び交付金、こちらのほうが事業費が多くなってございますが、中ほどにあります。新生活スーパー住まい取得リフォーム支援補助金、それと一番下のがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金、これはいずれも事業概要をつけてございますので、そちらのほうで詳細をご確認いただければと思います。

その下の住宅用地造成費、繰出金でございます。ことし松本ひがし団地の造成を本格的に最終仕上げをいたしますが、それに要する経費等で、住宅特会に繰り出しをするものでございます。

その下の9款が消防費になります。消防費で大きなのが常備消防費になります。柏崎市に委託している委託事務委託料で、前年度よりも若干減額しておりますが、退職者等の関係で総経費が少なくなったというふうなことから、前年度より若干減額した形の委託料になってございます。

おめくりをいただきまして、99ページお願いいたします。3目消防施設費になります。99ページの15節工事請負費、消防詰所建築工事、それと外構工事計上してございます。これは、沢田地内に建設する消防詰所でございます。こちら事業概要、図面等添付してございますので、そちらのほうで内容をご確認していただければと思います。

それと次のページ、100ページをお願いいたします。28節の繰出金です。水道特会への繰出金で、消火栓に関する繰出金となります。まず、消火栓の修繕移設関係では、移設といたしましては田中地内、取りかえといたしましては船橋、松本地内、それぞれ各1基を予定しております。下の設置です。新たに設置するものとして、松本ひがし団地1基分を見込んで予算計上しております。消防費は以上です。

次、102ページをお願いいたします。102ページから教育費になります。一番下、教育振興費がございまして、次の104ページをお願いいたします。7節の賃金です。教育振興費、7節賃金といたしまして、外国語指導員、それと管理指導主事の賃金をここに計上してございます。8節の報償費中の入学祝金につきましては、小学校入学者には3万円、32人、中学校は5万円、これも同じく32人の額を見込んで予算計上しました。

それと、その最後の19節負担金補助です。次の105ページになりますが、負担金補助の中の一番下のほう、高校生通学費助成金、それと奨学金返還支援事業助成金、こちら事業説明がございまして、資料のほうをご確認いただければと思います。

続きまして、106ページをお願いいたします。小学校費になります。小学校費の学校管理費です。この7節の賃金で、介助員、それと教員補助員の賃金が計上してございます。こちら介助員が4人、教員補助が3人分の賃金の計上となります。

続きまして、109ページをお願いいたします。小学校関係の教育振興費です。増えましたのが20節の扶助費、町就学援助費がございまして、こちら対象となる児童の人数が増えた関係で、当初予算ベースでも大きく伸びているところでございます。7人が20人、当初予算で20人を見込んでおります。

次のページで110ページをお願いいたします。4目通学バス運行业務費です。こちらは、委託料が

主なものとなります。委託形態が2つございまして、1つが通学バスの運転代行業務、これは町のバスを利用して運転業務をお願いするものでございまして、そちら。それと、バス自体、バスの運行全て運行を委託するというものでございまして。今年度通学バス運行業務、下のほうは2台で回していくというふうなものでございまして。

続きまして、111ページです。ここから中学校費になります。中学校費も同様、学校管理費の中で7節賃金、介助員・教員補助員の賃金を計上してございまして。中学校のほうは、それが3人分となります。

それと、その次のページ、112ページをお願いいたします。一番下のほうに15節工事請負費がございまして。こちらが中学校のキュービクル改修工事になります。こちらも、説明資料を用意してございまして、そちらのほうで内容をご確認いただければと思います。

続きまして、115ページをお願いいたします。115ページから社会教育費になります。次の116ページをお願いいたします。116ページの13節委託料でございまして。文化芸術体験事業実施委託料、こちらは魚沼の小中高生の劇団のミュージカル、そちらをお招きして実施するというものでございまして。放課後子ども教室につきましては、今年同様英語教育を中心に実施していくというふうな内容の委託料の計上となっております。

あと、公民館費、図書館費等は、割愛をさせていただきまして、121ページをお願いいたします。120ページから文化財保護費に関する経費が計上されております。その13節委託料です。埋蔵文化財試掘調査委託料というふうなことで計上してございまして。これも、資料説明がございまして、そちらをご覧くださいと思います。

その次の5目北国街道妻入り会館管理費です。一番下の15節に駐車場舗装工事が新たに計上してございまして。このたびその現在の駐車場の隣接する土地を今年度中に買収をいたしまして、新年度になりましたらそこを駐車場して舗装工事を実施したいという経費でございまして。こちら資料が添付してございまして、ご覧くださいと思います。

次、6目から良寛記念館の管理費がずっと続きます。122ページと123ページが良寛記念館の関係の経費でございまして。こちら資料のほう添付してございまして、12節の役務費、それと13節の委託料の中の地方創生関係事業費が入ってございまして。地方創生推進交付金を活用してさらなる魅力アップをしたいというふうな事業で、幾つかの事業を組み合わせ継続的に実施して魅力をアップするというふうな形で事業費を計上してございまして。添付資料のほうにも、その内容が記載されておりますので、ご覧くださいと思います。一番最後、15節の工事請負費です。良寛たずね道園路整備工事ということで、当初予算に工事費を計上させていただいております。

ページが進みまして、125ページをお願いいたします。5項の保健体育費になります。125ページ中ほどに委託料ございまして、そちらの中に「子は宝」多世代交流館、それと多目的運動場の合同竣工式の会場設営の委託料を計上してございまして。両施設がオープンします関係で、合同竣工式を

4月の初めに行いたいというふうなことで予算計上させていただいております。

次、126ページお願いいたします。体育施設関係の工事請負費といたしましては、町民体育館駐車場のライン、それと野球場の外壁塗装工事、こちらを当初予算で計上して、早い段階で実施したいというふうに思っております。

そして、127ページ、公債費です。今年度返済する公債費になります。利子が大きく減っておりますが、利息の高い繰入金返済がおおむね終わってきまして、非常に利息のほうは近年安くなっております。その関係で、利子に係る公債費が大きく減額しているというふうなものでございます。

歳出予算の主なものは以上です。

続きまして、歳入予算を説明。ページは、11ページに戻っていただければと思います。歳入予算の説明をさせていただきます。1款は町税です。まず、町民税でございます。町民税は、個人の町民税は減る、法人のものは増えるというふうな見込みを立てて予算計上をしております。

次に、固定資産税は、ほぼ横ばいであろうというふうな見積もりとなっております。

そして、13ページ以降、13ページの地方譲与税から15ページまでの6款の地方消費税交付金、これまではここまでは国の制度に基づくものでございますが、国の地方財政計画、そちらの伸び率を参考にいたしまして、本町の実績等から所要の額を見積もった金額を計上させていただいております。

15ページお願いいたします。7款のゴルフ場利用税交付金でございます。こちら、地財計画の伸び率もそうなんです、本町のゴルフ場、入場者はちょっと年々低減してきております。その入場者数を踏まえまして、見積もったところでございます。減額となっております。

次、16ページ、上から2つ目、10款で地方交付税でございます。本町の歳入の大層を占めるものでございますが、この地方交付税の中は、普通分と特別分がございます。当初予算例年見積もるときに、この地方交付税の割合が大きい関係で、地方交付税につきましては当該年度の見積額から留保額を控除して予算計上をしております。今年度、新年度の出雲崎町の地方交付税を見積もったところ、新年度は歳出特別枠という制度自体で廃止されるものがありまして、全体の地方財政計画では2%マイナスとなっております。本町も、公債費等も積算しましても、実績ベースでいくと今年度よりも下回るというふうな見積もりではございますが、当初予算編成に当たりましては、例年留保している額をことは圧縮をしまして見積もり、当初予算を計上させていただきました。みかけ上増となっておりますが、実績ベースになると、ここは減額になるのではないかとというふうなことでございます。しかし、29年度が14億5,000万程度普通分がございますので、予算割れをするような額ではないかと思いますが、留保額を圧縮しているのです、比較すると伸びたというふうなことでご理解をいただきたいと思っております。

次の17ページです。12款の電源立地地域対策交付金でございます。これは、ほぼ同額となっております。2節の電源立地地域対策交付金といたしましては、中学校のキュービクルの改修工事に充

てております。

その下の13款分担金と負担金です。これは、歳出の事業費に応じた額が計上されております。ちなみに、農業費分担金の中山間地域総合整備事業につきましては5%、林業費分担金の小規模治山事業費は10%の分担割合となっております。

次、18ページです。民生費負担金、2目で児童福祉費負担金、これは保育所の保育料でございます。保育所保育料につきましては、所得に応じてそれぞれの保育料が決定されますが、出雲崎町は国が定めた基準を軽減しております、保育料をいわゆる安くしているような形となっております。実際に入ると思われる額を計上しているところでございます。

14款の使用料、手数料関係です。これは、土木費使用料が若干当初予算ベースで比べますと、前年度よりも少なくなっているということでございます。

次、20ページをお願いいたします。20ページ中ほど、15款の国庫支出金があります。この国庫支出金から次のページにわたります16款県支出金、そちらにつきましては、歳出予算に応じた補助率、負担率を掛けて計上してございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

ずっと飛びまして、24ページをお願いいたします。24ページの一番下になりますが、8目で環境整備事業交付金がございます。これは、エコパークいずもぎき第3期処分場周辺環境整備の交付金として県から交付を受けるものでございます。27年度から始まりまして、毎年今のところ1億5,000万円の交付を受けております。平成30年度におきましても、1億5,000万円の交付を受けるというふうなことで県との協議を進めておりますので、1億5,000万円の額を計上させていただきました。

あとずっと飛びまして、28ページをお願いいたします。28ページ、19款繰入金になります。基金からの繰入金となります。当初予算編成におきましては、どうしても歳入が多く見込みづらいという環境がございますので、ある程度財政調整基金から繰り入れを行っております。新年度も、当初予算ベースで2億5,000万の繰り入れを見込んでおります。昨年度より1,000万ぐらい少なくなっておりますが、2億5,000万の繰り入れを見込んでの予算編成となりました。ちなみに、2億5,000万丸々繰り入れて、これをそのまま繰り入れますと、30年度末は財政調整基金15億2,000万程度になるというふうなことでございます。それと、2節のふるさと出雲崎応援基金でございます。これは、29年度にご寄附をいただいた応援基金で、2,000万を超えましたが、そちらのを基金に積み立てましたので、30年度に基金から繰り入れて、寄附された皆様のご希望、指定された事業の事業費に充てたいというものでございます。

ずっと飛びまして、あと33ページをお願いします。最後、22款が町債でございます。町債の限度額ですとか利率、あるいは条件等に、借入れ方法等につきましては7ページ、8ページ、第2表の地方債の表に書いてございますが、30年度におきましては、ここに記載された事業に充当するものを地方債として借入れをしたいということでございます。冒頭申し上げましたとおり、今年度は昨年度よりも1億7,340万円の減で、総額で2億2,940万円借入れを当初予算ベースでは考えて

いるところでございます。

歳入歳出予算につきましては以上でございます。

あと、若干資料についてですが、ずっと最後のページになりますが、129ページ、この129ページから給与費明細書と言われるものでございまして、1番のほうは特別職に係る給与費明細、その次の130ページは、一般職に係る給与費明細でございます。一般職は、前年同様60人ということで予算の計上がされております。

それと、ずっとめくっていただきまして138ページ、こちらは継続費に係る進行状況表です。継続費の調査表になります。地籍調査事業が継続費として組んであるもの、沢田第2区になりますが、そちらの事業の継続費の調書。

下のほう、これは債務負担して既に議決をいただいた経費に係る債務負担の調書ということになってございます。

一番最後が140ページになりますが、こちらが地方債の調書になります。前年度末の地方債残高が37億、今年度償還しまして、償還額のほうが上回っておりますので、35億6,000万程度に30年度末は下がってくるというふうな調書になってございます。

一般会計の補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（仙海直樹） 次に、議案第33号から議案第35号について補足説明がありましたらお願ひいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） それでは、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第33号、国保特会予算につきましてお願ひいたします。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書17ページをお願ひいたします。1款総務費には、職員2人分の人件費、国保税の賦課徴収に係る経費等を計上しております。

19ページをお願ひします。2款保険給付費には、療養諸費や高額療養費等、保険から給付される経費を計上しております。一般被保険者療養給付費は、高齢者の療養給付費の増加や高度医療等により1人当たりの給付費が増加するものとして予算計上をしております。

20ページをお願ひいたします。退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者の資格適用の終了により被保険者数が減少することから、大きく減額しております。

次、23ページをお願ひいたします。3款保険事業費納付金には、制度改革により県に支払うための納付金として医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の予算計上をしております。

次、25ページをお願ひいたします。4款保健事業費には特定健診、特定保健指導に要する経費、また疾病予防としてCKD対策事業諸経費、人間ドック検診委託料等を計上しております。人間ドックにつきましては、30歳から74歳の方を対象に1人当たり2万円の助成をいたします。なお、実績を踏まえまして、前年度より減額となっております。



次に、歳入の主なものについて説明いたします。7ページをお願いいたします。1款国民健康保険税は、前年度と同じ税率で予算計上をしております。算定方法等につきましては、議会資料の47ページにありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次、11ページをお願いいたします。6款県支出金は、制度改革により医療給付費に必要な費用が全額普通交付金として交付されますし、保険者努力支援制度や特定検診に対する特別交付金が交付されます。

12ページをお願いいたします。8款繰入金には、一般会計からの繰入金を計上しております。1節から4節までは、法定内繰入金となります。低所得者に対する保険税の軽減分、年齢、所得構成等の基準により繰り入れるものです。なお、法定外の繰入金及び基金繰入金については、今年度は予算計上しておりません。

なお、国保特別会計の収支状況につきましては、議会資料の45ページ以降にございますので、参考にしていただきたいと思います。

国保特会予算につきましては以上でございます。

次に、議案第34号の介護特会予算につきましてご説明をさせていただきます。初めに、歳出予算の主なものを申し上げます。予算書の52ページをお願いいたします。1款総務費には、職員2人分の人件費、保険料の賦課徴収費、介護認定審査会に要する経費を計上しております。

次に、55ページをお願いいたします。2款保険給付費には、介護サービス等として介護保険から給付される経費を計上しております。平成30年度の介護サービス給付費は、居宅介護サービス給付費は減少するものの、施設サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費は増加を見込み、全体としてはほぼ横ばいとしております。

56ページをお願いいたします。介護予防サービス給付費は、4款地域支援事業に移行したことにより減額しております。

次、59ページをお願いいたします。4款地域支援事業費であります。前年度から開始された総合事業に係る経費を計上しております。1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方及び基準該当の方に係る訪問型、通所型サービス給付費です。

2項の包括的支援事業・任意事業費には、包括支援センターの委託等に要する経費を計上しております。また、新年度から実施する生活支援体制整備事業に関する経費を計上しております。

次に、歳入予算についてご説明いたします。45ページをお願いいたします。介護保険の保険料率は、3年ごとに見直すこととされており、平成30年度から第7期事業計画期間となりますが、保険料率については、据え置くこととしております。なお、第1号被保険者数は、前年度より90人ほどの減となっております。

次、46ページをお願いいたします。3款国庫支出金の介護給付費負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、給付費に対して居宅分は20%、施設分は15%の負担率となっております。

47ページの4款支払基金交付金のうち、介護給付費交付金の負担割合は、給付費の27%となっております。

48ページをお願いいたします。5款県支出金のうち、介護給付費県負担金は、給付費に対して居宅分は12.5%、施設分は17.5%の負担率となっております。

49ページの7款繰入金です。1項の一般会計からの介護給付費繰入金は、給付費の12.5%の負担割合となっております。また、保険料率を据え置くための2項の基金繰入金には、必要額を計上しております。

介護特会予算につきましては以上でございます。

次に、議案第35号、後期高齢者医療特会予算について説明をさせていただきます。歳入予算のほうからお願いしたいと思います。予算書の76ページをお願いいたします。後期高齢者医療保険料については、2年ごとに見直すこととされており、新潟県後期高齢者医療広域連合では、平成20年度の制度開始からこれまで保険料率を据え置いてきましたが、今後被保険者数や医療給付費等の増加が見込まれることから、平成30年度より保険料率の引き上げを行います。これにより、均等割額は3万6,900円、所得割率は7.40%となり、1款の後期高齢者医療保険料は、前年度より269万8,000円増の3,868万6,000円を計上しております。

77ページをお願いします。一般会計からの繰入金は、保険基盤安定化及び事務費に係る繰入金となっております。

最後に、歳出予算の80ページをお願いいたします。3款の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付分と保険基盤安定化に係る県、町の負担分の合計額を計上しております。

補足は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） 次に、議案第36号から議案第40号について補足説明がありましたら、お願いします。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

議案第36号、簡水特会でございます。簡易水道事業では、松本ひがし団地内の水道管路の整備や引き続き老朽化した管路の更新を実施いたします。主な内容でございますが、歳出の94ページをご覧ください。1款1項総務管理費では、主に料金の徴収に係る費用を計上しております。

下のページになりますが、2目運営準備基金費では1,546万7,000円の積み立てを計上しました。

2款1項水道管理費も、施設の維持管理に係る費用でございます。

97ページ、3款1項1目管路布設整備費の13節は、松本ひがし団地の水道管路に係る設計管理委託料になります。15節管路工事につきましては、松本ひがし団地内の管路の新設、それから神条地内の配水池に向かいます管路の更新を計画しております。

それから、2目取水施設整備費の工事請負費は、神条予防井戸のろ過器のろ材の交換工事になり

ます。

歳入につきましては、水道使用料のほか、国庫補助金、起債などそれぞれ計上いたしました。簡水は以上です。

続きまして、次に議案第37号、特生排会計につきまして補足説明をさせていただきます。平成30年度は、浄化槽の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上しており、例年とほぼ同様の予算構成でございます。前年度に比べまして起債償還額が減額になっておりますので、予算額の減額となっております。

特生排関係は以上でございます。

続きまして、農排会計でございます。議案第38号につきまして、補足説明をさせていただきます。歳出の128ページをご覧ください。2款1項1目維持管理費の13節一番下のところに、集落排水地区統合検討業務委託料を計上いたしました。これは、松本地区処理場を廃止して、出雲崎地区処理場に統合するための検討を行うものでございます。松本地区処理場は、平成6年に供用開始いたしまして23年が経過しておりますので、大規模な設備の更新を行う時期を迎えておるところでございますが、汚水の流入量が減少しております、各地区とも減少しておりますが、出雲崎地区処理場の能力に余裕がございますので、これを統合する検討を行わせていただきたいというものでございます。

下のページ、2項集落排水施設費の13節、15節では、松本ひがし団地の污水管の整備に係ります設計管理業務委託と管路工事費を計上いたしました。

歳入につきましては、126ページをご覧ください。松本みなみ団地污水管路整備の財源としまして、起債の借り入れを計上いたしております。

農排会計は以上でございます。

下水道会計でございます。次に、議案第39号につきまして、補足説明をさせていただきます。下水道特会では、平成26年度から実施しています久田浄化センターの長寿命化工事が最終年度を迎え、機械設備1台のオーバーホールを実施しますほかは、施設の維持管理、起債の償還などに係る費用を計上してございます。

下水道会計以上でございます。

宅造会計でございます。最後に、議案第40号につきまして、補足説明をさせていただきます。30年度は、引き続き松本ひがし団地の造成工事を行います。

予算書、歳出168ページをご覧ください。1款1項2目住宅団地事業費の13節には、分譲区画用地の確定測量の費用を計上いたしました。15節工事請負費は、造成地の土どめ構造物工事ですとか、仕上げに係る費用でございます。

歳入、166ページをご覧ください。1款1項1目財産売払収入は松本みなみ団地、これにつきましては3区画分を計上してございます。先ほど平成29年度宅造補正では、残り区画数2区画ということで説明をしております。これは、この当初予算書を編成いたしました後に1区画が販売できまし

たので、そういったことで1区画差ができておりますが、2区画が残っているという内容でございます。

以上でございます。

---

◎予算審査特別委員の選任

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第40号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第40号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議長を除く9人を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午後 3時40分）

---

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時41分）

---

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（仙海直樹） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

予算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に加藤修三議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（仙海直樹） 議案第32号から議案第40号まで議案9件は予算審査特別委員会に付託します。  
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承お願いいたします。

---

◎議案第41号 教育委員会教育長の任命について

○議長（仙海直樹） 日程第41、議案第41号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

現在教育長をお願いしております佐藤亨氏は、任期3年が平成30年4月1日をもって満了となります。

これまで3期11年余り教育長を歴任されているとともに、通期4期15年にわたり町教育行政にご尽力され、豊富な教育経験を積まれてこられた方であります。引き続いて教育長をお願いしたく提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時44分）